

令和元年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」に  
関する報告書（平成30年度実績）

令和元年9月

滋賀県教育委員会

## 目次

1	令和元年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要	1
2	滋賀県教育委員会委員の活動状況	3
3	第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性	7
	<b>【柱1 子どものたくましく生きる力を育む】</b>	
1	「確かな学力」を育む	
(1)	子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進	8
(2)	社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進	11
2	「豊かな心」を育む	
(1)	社会性や思いやりの心の育成	13
(2)	人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成	14
(3)	互いの人権を尊重する心や態度の育成	15
3	「健やかな体」を育む	
(1)	体力向上と健康の保持増進	16
(2)	健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上	17
4	「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む	
(1)	地域資源を活用した特色ある教育の推進	18
(2)	自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進	19
5	共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進	
(1)	特別支援教育の推進	21
(2)	外国人児童生徒等への学習支援	22
6	多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進	
(1)	社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進	24
(2)	個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進	25
	<b>【柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる】</b>	
1	魅力と活力ある学校をつくる	
(1)	魅力と活力ある学校づくり	26
(2)	信頼される学校づくり	27
(3)	私学教育の振興	27
(4)	高等教育機関を生かす取組の推進	28
(5)	修学の経済的支援の実施	29

2	教職員の教育力を高める	
	(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上	31
	(2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進	32
	(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進	33
3	安全・安心な学校・地域をつくる	
	(1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり	34
	(2) 学校安全体制の整備の推進	36
	(3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進	37
4	子育て環境支援の充実を図る	
	(1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進	38
	(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり	39
	(3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進	40
5	社会全体で子どもを育てる環境をつくる	
	(1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり	41
	(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信	42
	<b>【柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する】</b>	
1	社会的課題に対応した学習の推進	
	(1) 環境に配慮した社会づくり	43
	(2) 人権尊重と共生の社会づくり	44
	(3) 消費者教育、交通安全教育等の充実	44
2	健康づくりと生涯スポーツの振興	
	(1) 誰もが楽しめるスポーツ活動の充実	45
	(2) スポーツ環境の整備・充実	46
3	魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実	
	(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信	48
	(2) 文化財の保存・継承、活用の推進	49
4	生涯学習の場の充実	
	(1) 社会教育体制等の整備推進	50
	(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり	51
	(3) 読書環境の整備と読書活動の推進	51
	(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり	52
4	第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況	54
	<別冊> 主要事業の実績・成果・課題	

## 1 . 令和元年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要

### 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条により、「教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされている。また、この点検・評価にあたっては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」とされている。本報告書は、同法の規定に基づき、滋賀県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書は、「第 2 期滋賀県教育振興基本計画（以下、基本計画という。）」第 5 章の 3 に規定する、施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成状況、施策の効果等についての点検・評価も兼ねる。

### 2 実施方針

基本計画に基づく主要施策の点検・評価は、以下の方針に従って実施することとする。

- ・基本計画に示される施策の柱ごとに、取組の成果・課題および今後の方向性を示していく。
- ・基本計画に示される 26 項目の成果指標・事業目標について、実績および達成状況等の把握を行う。
- ・別冊では、基本計画に示される施策の柱に沿って、事業ごとに事業実績・施策成果・今後の課題を示していく。

### 3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性の向上を図るため、4名の学識経験者により組織する「『滋賀県教育委員会事務の点検・評価』および『第2期滋賀県教育振興基本計画の点検・評価』に係る懇話会」において、意見・助言等を聴取する。

(50音順、敬称略)

氏名	役職等
小倉 明浩	滋賀大学 理事・副学長
橘 円	滋賀県P T A連絡協議会 会長
中作 佳正	一般社団法人滋賀経済産業協会 副会長 株式会社ナカサク 代表取締役社長
原 清治	佛教大学教育学部 副学長

#### 学識経験者からの意見等

- ・ 予算や人的資源が限られている中で、初等中等教育への社会からのニーズも多様化するとともに、社会との関係性も大きく変容している。それらに対して、重点施策を絞り、成果を一分野ずつ積み重ねていく取組を進めてもらいたい。
- ・ 本報告を読んだ県民が、滋賀の教育を評価できるよう、客観的に評価すべきである。

## 2 . 滋賀県教育委員会委員の活動状況

### 1 滋賀県教育委員会教育長および教育委員の任期等について

職 名	氏 名	任 期	就任年月日
教 育 長	青木 洋	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ( 1 期)
委 員 (教育長職務代理者)	土井 真一	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 (1 期) 平成 29 年 4 月 1 日 (2 期)
委 員	藤田 義嗣	平成 25 年 10 月 14 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日	平成 25 年 10 月 14 日 (1 期) 平成 29 年 10 月 14 日 (2 期)
委 員	河上ひとみ	平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日 (1 期) 平成 28 年 4 月 1 日 (2 期)
委 員	岡崎 正彦	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ( 1 期)
委 員	窪田 知子	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日 ( 1 期)

### 2 教育委員会の開催状況

#### ( 1 ) 教育委員会の開催

定例会 12回

臨時会 2回

延べ 14回

#### ( 2 ) 審議件数

審議件数 103件 ( 議決案件 76件、報告案件 27件 )

( 3 ) 定例会の概要

回	開催年月日	議 事 等
1	平成 30 年 4 月 18 日(水)	議 案：滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正について等 5 件 報告事項：教育長職務代理者の変更について等 4 件
2	平成 30 年 5 月 29 日(火)	議 案：滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会委員の任免につ いて等 2 件 報告事項：滋賀県教育振興基本計画審議会第 1 回会議の結果概要に ついて等 3 件
3	平成 30 年 6 月 15 日(金)	議 案：平成 31 年度滋賀県立中学校入学者選抜要項について等 12 件 報告事項：全国学力・学習状況調査 中学校英語予備調査について 1 件
4	平成 30 年 7 月 17 日(火)	議 案：平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算案のうち教育委員 会所管の予算案に関する意見について 3 件 報告事項：滋賀県教育振興基本計画審議会第 2 回会議の結果概要に ついて等 5 件
5	平成 30 年 8 月 30 日(木)	議 案：滋賀県立高等学校において平成 31 年度に使用する教科 用図書の採択について等 4 件 報告事項：平成 30 年全国学力・学習状況調査の結果について等 3 件
6	平成 30 年 9 月 13 日(木)	議 案：平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算案のうち教育委員 会所管の予算案に関する意見について等 5 件 報告事項：滋賀県教育振興基本計画審議会第 4 回会議の結果概要に ついて 1 件
7	平成 30 年 10 月 17 日(水)	議 案：平成 30 年度滋賀県教育功労者表彰被表彰者の決定につ いて等 4 件
8	平成 30 年 11 月 2 日(金)	議 案：平成 31 年度教職員人事異動に関する基本方針について 等 4 件 報告事項：「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上 の諸課題に関する調査」の結果について 1 件
9	平成 30 年 12 月 26 日(水)	議 案：平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算案(第 10 号)のう ち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代 理の承認について等 5 件 報告事項：平成 30 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結 果について等 4 件
10	平成 31 年 1 月 18 日(金)	議 案：滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例案に関する意見について等 6 件
11	平成 31 年 2 月 1 日(金)	議 案：平成 31 年度滋賀県一般会計予算案のうち教育委員会所 管の予算案に関する意見について等 5 件

回	開催年月日	議 事 等
12	平成 31 年 3 月 18 日(月)	議 案：平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算案(第 13 号)のうち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認について等 9 件 報告事項：「滋賀の教育大綱(第 3 期滋賀県教育振興基本計画)」の策定について等 4 件

#### ( 4 ) 臨時会の概要

回	開催年月日	議 事 等
1	平成 30 年 8 月 17 日(金)	議 案：滋賀県立中学校において平成 31 年度に使用する教科用図書の採択について等 3 件 報告事項：滋賀県教育振興基本計画審議会第 3 回会議の結果概要について 1 件
2	平成 31 年 3 月 22 日(金)	議 案：滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正について等 9 件

### 3 活動状況

#### ( 1 ) 総合教育会議

知事と教育委員会が次期滋賀の教育大綱について協議するとともに、大綱の中で特に力を入れて取り組むこととしている「読み解く力」の育成について議論を行った。

回	開催年月日	議題
1	平成 30 年 5 月 11 日(金)	・次期滋賀の教育大綱について
2	平成 30 年 6 月 6 日(水)	・次期滋賀の教育大綱について
3	平成 30 年 9 月 18 日(火)	・次期滋賀の教育大綱について
4	平成 30 年 12 月 18 日(火)	・次期「滋賀の教育大綱」(案)について ・「読み解く力」について
5	平成 31 年 2 月 13 日(水)	・「読み解く力」について

#### ( 2 ) ふれあい教育対談

回	開催年月日	訪問先	テーマ
1	平成 30 年 6 月 7 日(木)	県立愛知高等養護学校	地域社会との「地域共学」を大切にし、社会的・職業的自立を目指す
2	平成 30 年 7 月 4 日(木)	近江八幡市立北里幼稚園 北里小学校	学びに向かう力を育む幼小連携
3	平成 30 年 8 月 28 日(火)	県立水口高等学校	滋賀国民スポーツ大会を見据えた強化拠点校としての取組と、これからの運動部活動の在り方

回	開催年月日	訪問先	テーマ
4	平成 30 年 9 月 6 日(木)	パナソニック株式会社 アプライアンス社	企業と学校教育との関わりについて
5	平成 30 年 10 月 16 日(火)	草津市立草津第二小学校	学校と地域が連携・協働した子どもの育成
6	平成 30 年 11 月 12 日(月)	県立淡海学園	児童自立支援施設と学校教育
7	平成 31 年 1 月 25 日(金)	県立長浜北高等学校	地域と共にある学校づくり～滋賀県立長浜北高等学校 コミュニティ・スクールの取組～
8	平成 31 年 2 月 5 日(火)	湖南市立日枝中学校	日本語指導が必要な生徒に対する学習支援

### (3)その他会議、研修等

	開催年月日	会議名
1	平成 30 年 4 月 11 日(水)	平成 30 年度滋賀県教育行政重点施策説明会
2	平成 30 年 7 月 23 日(月) ～ 24 日(火)	全国都道府県教育委員会連合会第 1 回総会
3	平成 30 年 10 月 16 日(火)	都市教育委員会連絡協議会意見交換会
4	平成 30 年 11 月 3 日(土)	滋賀教育の日推進フォーラム
5	平成 30 年 11 月 16 日(金)	第 3 期教育振興基本計画等説明会
6	平成 30 年 11 月 26 日(月)	近畿 2 府 4 県教育委員協議会
7	平成 31 年 1 月 28 日(月)	全国都道府県教育委員会連合会第 2 回総会

### 学識経験者からの意見等

- ・教育委員会や総合教育会議等の開催状況は適切なものと思われる。
- ・教育委員には、実際に現場を訪れて意見を聞き、その後の議論に生かすなど、教育環境の向上のためにしっかり活動いただき大変ありがたい。

3. 第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性

施策体系

基本目標達成に向けた3つの柱と施策

**柱1 子どものたくましく生きる力を育む**

1 「確かな学力」を育む  
 (1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進  
 (2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

2 「豊かな心」を育む  
 (1) 社会性や思いやりの心の育成  
 (2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成  
 (3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

3 「健やかな体」を育む  
 (1) 体力向上と健康の保持増進  
 (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む  
 (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進  
 (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進  
 (1) 特別支援教育の推進  
 (2) 外国人児童生徒等への学習支援

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進  
 (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進  
 (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

**柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる**

1 魅力と活力ある学校をつくる  
 (1) 魅力と活力ある学校づくり  
 (2) 信頼される学校づくり  
 (3) 私学教育の振興  
 (4) 高等教育機関を生かす取組の推進  
 (5) 修学の経済的支援の実施

2 教職員の教育力を高める  
 (1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上  
 (2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進  
 (3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

3 安全・安心な学校・地域をつくる  
 (1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり  
 (2) 学校安全体制の整備の推進  
 (3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

4 子育て環境支援の充実を図る  
 (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進  
 (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり  
 (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる  
 (1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり  
 (2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

**柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する**

1 社会的課題に対応した学習の推進  
 (1) 環境に配慮した社会づくり  
 (2) 人権尊重と共生の社会づくり  
 (3) 消費者教育、交通安全教育等の充実

2 健康づくりと生涯スポーツの振興  
 (1) 誰もが楽しめるスポーツ活動の充実  
 (2) スポーツ環境の整備・充実

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実  
 (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信  
 (2) 文化財の保存・継承、活用の推進

4 生涯学習の場の充実  
 (1) 社会教育体制等の整備推進  
 (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり  
 (3) 読書環境の整備と読書活動の推進  
 (4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

基本目標

未来を拓く心豊かで  
たくましい人づくり

～学び合い支え合う  
「共に育つ」滋賀の教育～

成果指標・  
事業目標の  
評価( )

		-
5	9	0
1	3	0
2	1	0
2	1	0
0	1	0
0	2	0
0	1	0

5	2	1
/		
2	0	0
1	1	1
1	0	0
1	1	0

1	2	1
/		
0	1	0
0	0	1
1	1	0

合計	11	13	2
----	----	----	---

... H30年度目標達成  
 ... H30年度目標未達成  
 - ... 実績値なし・集計中

基本目標を達成するための3つの観点

# 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

## 1 「確かな学力」を育む

### (1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

### (2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

## 施策の取組状況

### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
1	教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数（授業研究を伴う校内研修を年間11回以上実施している学校の割合）	小学校 84.1% 中学校 66.7%	小学校 80% 中学校 80%
2	「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学生 40.0% 中学生 27.3%	小学生 40% 中学生 30%
3	放課後を利用した補足的な学習サポートを実施する小学校の割合（週1回以上実施している学校の割合）	40.9%	30%以上
4	不読者（月に1冊も本を読まない児童生徒）率	小学生 3.1% 中学生 11.0% 高校生 41.8%	小学生 2.0%以下 中学生 10.0%以下 高校生 30.0%以下

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### これまでの経緯

- 平成30年度の全国学力・学習状況調査では、小中学校の国語、算数・数学のA問題（主として「知識」に関する問題）・B問題（主として「活用」に関する問題）で、全国平均を下回った。小学校算数B、中学校国語A・数学Aにおいては、改善傾向が見られた。また、3年ぶりに実施された小中学校の理科では、前回調査（平成27年度）に比べ改善が見られたものの、全国平均を下回った。
- 県議会においては、子どもたちが確かな学力を身に付けるためのより一層の取組を求める決議（平成30年8月9日）がされた。担当課において市町教育委員会を訪問する等、市町教育委員会との連携を強めるとともに、2学期以降、授業における「まとめ・振り返り」の活動を重点的に、学校訪問を通じて指導した。また、滋賀大学教育学部に調査結果の分析を依頼した。経年で伸びの見られた学校の特徴的な取組を分析し、分析により見出した効果のある取組を各校に紹介した。

### 新学習指導要領への対応

- 平成30年度は、新学習指導要領の移行期間になることから、県内全小中学校を年2回訪問し、新学習指導要領の周知とともに、各校の授業改善の取組を確認した。これら学校訪問を通じて、主体的・対話的で深い学びを授業で実現するために、各学校における授業改善、校内研究の推進について支援するとともに、教育課程編成状況の検証と改善について指導助言を行った。

### 授業改善の推進

- 「学ぶ力向上 滋賀プラン」の「授業を改善する」視点で、中学校の授業改善を推進するために、平成29年度から引き続き、各教科で指導力のある教員を「コアティーチャー」として選出（国語2名・社会2名・数学4名・理科2名の計10名）し、その教員の指導力の向上を図るとともに、コアティーチャー配置校の校内研究の活性化と、その域内の中学校の授業改善を進めた。加えて、160名の県内小中学校初任者が、授業力の向上を図る為、コアティーチャーの授業を参観し研修を行った。  
また、「学びの質を高める学校改善事業」では、小学校6校、中学校3校を実践研究校として、教員の指導力の向上および子どもたちの家庭での過ごし方の改善を中心に取り組み、学校全体の教育力の向上を図った。小学校の研究指定校については、民間教育機関の学力調査を実施し、民間教育機関の学力向上に関する知見も生かした研究も行った。  
各事業の研究成果や実践事例については、学校訪問や学ぶ力向上フォーラム等を通じて、県内の各学校に普及した。
- 平成30年度より「学びの基礎ステップアップ事業」において、これまで実施してきた「学び確認テスト」の内容を見直し、基礎的・基本的な知識・技能等を問う問題を中心とした「学びの基礎チャレンジ」を実施した。「学びの基礎チャレンジ」により児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、状況に応じて補充学習プリント「ガッテンプリント」を活用した学力補充を図った。  
また、補充学習プリント「ガッテンプリント」については、新たなプリントを追加し、県内の全ての小中学校に、全てのプリントのデータを収録したDVDを配布した。

### 幼小連携に向けた取組

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を意識した教育課程の編成や、子どもたちの「学びに向かう力」の育成につながる指導内容、方法の工夫改善についての実践的研究を平成27年度から県内5ブロックの指定校園で行っている。平成30年度からは研究指定期間を2年間として、編成した教育課程の検証・改善も含めた研究を進めてきた。また、県内の5歳児保護者と該当幼児教育施設の職員に対して意識調査を実施し、保育や家庭に対する支援のあり方について研究した。

### 少人数学級編制の実施

- 確かな学力の育成、小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ・不登校や発達障害のある児童生徒への対応などの多くの教育課題への対応に迫られ、きめ細かな教育環境の整備が急務となっている。
- そのため、法律により義務付けられている小1に加え、小2～小6および中1～中3（小3については複数指導との選択制、小4～小6・中2・中3については少人数指導との選択制）における35人学級編制を全ての小・中学校で実施し、各学校の実情に応じ、特定の教科で基礎的な学力の定着を図り、基礎基本を徹底するために少人数の学習集団を編成することで、きめ細かな指導を行う学校の取組を支援した。

### 県立高等学校における「学びの変革」に向けた取組

- 県立高等学校においては、変化が激しく予測困難な時代において、自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けさせる主体的・協働的な学びの創出と思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、生徒が主体的に取り組む授業のあり方や評価の研究を行う「学びの変革」推進プロジェクトに取り組んだ。各校の取組を推進する教員を対象とした「学びの変革」セミナーを8回開催し、研修会を実施した。また、昨年度に引き続き、モデル校を16校指定し、評価指標を用いた授業づくりの研究をより一層進め、カリキュラムマネジメントの理解を深める研修を行うとともに、公開授業を実施した。また全ての県立高等学校で評価指標の活用等モデル校の研究成果の共有による普及に取り組んだ。さらに、国語・数学・英語の教科指導力に優れた教員をそれぞれ5名コアティーチャーに任命し、教科のモデルとなる授業を公開し、各教員が自らの授業改善につなげることができた。

### 子どもの読書活動への支援

- ・平成26年12月に策定した「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館・公共図書館と連携するなど、様々な場面で子どもの読書活動の支援に取り組んでいる。
- ・平成30年度が「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」の最終年度にあたるため、第3次計画期間中の成果と課題を整理し、県民政策コメントを実施の上、「就学前からの読書習慣の形成」、「読書に対する興味・関心を広げる取組の普及」、「学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化」を重点的取組事項とする「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」を平成31年3月に策定した。

### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・少人数学級編制は継続して実施すべきである。
- ・地元にある滋賀大学が様々な取組や分析をしていることから、その知見を活用し、子どもたちの学ぶ力の向上につなげる必要があるのではないか。
- ・学力向上を具体的に進めるためのよりきめ細かい、具体的な目標が必要なのではないか。また、自尊心が高い子は学力が高いのか等、エビデンスに基づいた評価が必要ではないか。
- ・読書することで、表現の仕方や文章力がつくので、読書の取組は継続、強化するべきである。

## 課題と今後の方向性

### 授業改善に向けた課題

- ・「学ぶ力向上 滋賀プラン」の4年間の取組により、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する子ども」や「自分には、よいところがあると思っている子ども」が増え、また、県内小中学校では、「めあて・ねらい」を示したり、「話し合い活動」を取り入れたりする授業スタイルが普及した。
- ・しかし、学びが実感できるような質の高い授業の実現には至っていないことや、基礎的・基本的な知識・技能の習得が不十分である児童生徒や、文章の趣旨を把握したり自分の考えを説明したりする力が十分に身に付いていない児童生徒が、全国と比べて多いことなどの課題が見られる。また、児童生徒質問紙調査の結果を全国と比べると、家庭等で主体的に学習する習慣を身に付けることや、仲間や周囲とのつながりを大切にすることなどにも課題が見られる。

### 「第 期 学ぶ力向上滋賀プラン」による取組の推進と新学習指導要領への対応

- ・滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）に合わせて平成31年3月に策定した「第 期 学ぶ力向上滋賀プラン」により取組を進めていく。本プランでは、まずは、「早寝・早起き・朝ごはん」等の子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図り、「読み解く力」の育成に重点をおいて、「学びを実感できる授業づくり」「学ぶ意欲を引き出す学習集団づくり」「子どものために一丸となって取り組む学校づくり」の3つの視点から取組を進める。
- ・県内全小中学校を年2回訪問し、新学習指導要領の全面実施に向けた取組、「第 期 学ぶ力向上滋賀プラン」による取組の状況を確認し、各校の取組がより実効性のあるものになるよう指導・助言を行う。
- ・令和元年度から、「読み解く力」育成プロジェクトを実施し、「読み解く力」の考え方や重要性についての共通理解と指導方法の研究と研修を一体的に進める。授業研究や研修会を連動して実施したり、その取組について県内各地域において公開授業を行ったりすることにより、見いだされた指導方法等を、県内の教員に広め、指導方法の向上を図る。

### 子ども一人ひとりの学びの状況に応じた指導の充実

- ・「学びの基礎ステップアップ事業」において、基礎的・基本的な知識・技能等を問う問題を中心とした「学びの基礎チャレンジ」を実施することにより、子ども一人ひとりの学習状況を把握し、状況に応じて補充学習プリント「ガッテンプリント」を活用した学力補充の取組を進める。
- ・令和元年度から、個に応じた少人数指導推進事業を実施し、算数・数学科において、学習内容に応じて計画的に習熟度別の少人数のグループに分け、子ども一人ひとりの学習の状況に応じてきめ細かな指導を進めていく。

### 幼小連携に向けたより効果的な研究の推進

- ・ 研究指定校園において編成・実施した接続期のカリキュラムについて、ブロック研修会や保幼小接続研修会を通して、県内へ広く発信することができた。このカリキュラムがより効果的なものとなるよう検証・改善を行っていく。子どもたちの育ちを幼小を通して見とりながら研究を進め、子どもの育ちをつなげていく教育課程を目指したい。
- ・ 意識調査の結果を分析したところ、保護者と職員の意識に差が見られた。このことから、子どもたちの「学びに向かう力」の育成につながる保育や生活習慣を改善するための家庭に対する支援のあり方について発信していく。

### 少人数学級編制の実施

- ・ 今後も複雑化・多様化する社会において、子ども達の多様な学びを保障・促進していくことが必要であり、少人数学級編制や少人数指導（習熟度別少人数指導も含む）によるきめ細やかな指導を推進していく必要がある。

### 「学びの変革」に向けた取組の更なる推進

- ・ 文部科学省が進める高校教育改革に位置づけられた新学習指導要領の実施に向けて、「何を知っているか」から、「何ができるようになったか」を重視する「学びの変革」を行うとともに、複雑化する課題の解決に必要な資質・能力を育成する必要がある。

### 子どもが楽しみながら自主的に行う読書活動の推進

- ・ 第3次滋賀県子ども読書活動推進計画期間中、不読率が引き続き全国平均を下回ったことや、学校と公立図書館との連携が強化されたことなどが成果として挙げられる。小学校では読書活動がほぼ定着し、中学生・高校生でも不読率は中期的に見て減少傾向であるが、全国的な傾向と同様、高校生の不読率は依然として高く、小中高と学校段階が進むにつれて不読率は上昇している。また、自主的な読書習慣が不十分であること、学校図書館の環境整備が未だ不十分であることが主な課題である。
- ・ 第4次滋賀県子ども読書活動推進計画を踏まえ、子どもが楽しみながら自主的に行う読書活動を一層推進するため、重点的取組事項に対応した新規事業を県立図書館と連携して効果的に進める必要がある。

## (2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 小学校英語の早期化への対応

- ・ 令和2年度より全面実施となる新学習指導要領において、小学校英語教育の早期化および教科化が図られることから、小中高の連携を踏まえた指導内容と系統性のある指導を充実させることが必要である。そのため、英語専科指導加配教員をプロジェクト実施校に配置し、先進的な研究実践を行い、成果を普及する「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を発達に応じて育成するための授業の在り方を研究する「小中高系統的英語教育推進事業」、本県の英語教育推進リーダーを育成する「英語教員スキルアップ事業」に取り組んだ。また、「CAN DOリスト」（到達目標を段階的に示した基準）を作成し、全小・中・高等学校に配布することで、小中高の系統的な英語力の育成と教員の指導力向上に努めた。
- ・ 「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」「小中高系統的英語教育推進事業」「英語教員スキルアップ事業」それぞれにおいて授業研究会を開催することで、小中高の系統的な英語教育推進の視点から、教員の指導力向上を図ることができた。また、新学習指導要領に対応した滋賀県モデル「CAN DOリスト」を作成し、県内全公立小中学校および特別支援学校に配布した。各中学校における作成率は年々向上し、平成26年度に36.0%だったものが、平成30年度には目標値である100%になった。

#### グローバル人材の育成

- ・ 豊かな語学力・コミュニケーション能力や、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけた国際的に活躍できるグローバル人材を育成するため、小学校英語の教科化を見据え、小中高を通じた系統的な英語教育を推進するとともに、グローバルリーダーの高等学校段階からの育成を目指し、スーパーグローバルハイスクール事業により、英語による課題研究等の取組を行った。

### 科学技術系人材の育成

- ・ 進展が著しい情報化社会において必要とされる技能や態度を育成することができるよう、教育用コンピュータの配置など情報教育環境の整備を行うとともに、将来国際的に活躍し得る科学技術系人材の育成を図るため、スーパーサイエンスハイスクール事業により、各指定校において研究開発等に取り組んだ。

### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 小学校英語教育の基本は、「聞く」「話す」ということである。コミュニケーション力に特化して、英語に慣れることから始めるべきではないか。

### 課題と今後の方向性

#### 子どもの英語力向上に関する課題と今後の取組

- ・ 英語検定3級相当以上の英語力をもつ生徒の割合（中学校：37.5%）および英語検定準2級以上相当の英語力をもつ生徒の割合（高等学校：36.6%）が、県の目標値50%に達していない。各事業における授業研究会の成果を、生徒の英語力向上につなげていく必要がある。新学習指導要領に対応しながら生徒の英語力を確認するため、各中学校における「CAN-DOリスト」の作成・活用・公表等について研修等を通じて啓発する必要がある。
- ・ 小学校英語教育の早期化および高度化に伴い、中・高等学校の目標が高まっており、小・中・高等学校教員の指導力および英語力の向上が課題である。また、小・中・高等学校が情報交換や交流を行う場を設定し、連携を図りながら系統性のある指導を推進することで、児童生徒の英語力向上を図っていく。
- ・ 今後も、広い視野をもって、異なる国や文化の人々と協力していくための資質を養うとともに、国際社会において主体的に行動するための基礎となる態度や能力を育成する必要がある。さらに、スーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクール等研究指定校の成果の更なる普及を図り、県内に広めていく必要がある。

### 外部有識者の意見等

- ・ 確かな学力を育むために様々な取組が行われていることは評価するが、個々の取組が改善につながるようしっかり取り組んでいただきたい。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、地域の子どもたちの成長のためにどのような施策が必要か考えて取り組んでいただきたい。
- ・ 新学習指導要領に対応するため、アクティブ・ラーニングやプログラミング、英語教育などに対し、進取の気質を継ぐ滋賀の強みを生かしながら、教員の能力開発をしっかりとお願いしたい。
- ・ 変化が激しく、予測困難な時代を生き抜くためにも、良書（生き方を学べる歴史書など）の通読を授業の中に組み込んでいただきたい。
- ・ 高校生の不読率が高い状況であり、しっかり読む時間を確保しないと、たくましく生きる力は育まれない。

基本目標を達成するための3つの観点	1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む
2 「豊かな心」を育む	
(1) 社会性や思いやりの心の育成	
子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。	
(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成	
子どもが豊かな人間関係をつくることのできるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。	
(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成	
子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。	

施策の取組状況			
成果指標・事業目標			
	指標・事業	H30実績	H30目標
5	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 85.2% 中学生 75.8%	小学生 83% 中学生 70%
6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	100%	100%
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	24.1%	文化部加入率 27.4%以上

取組の成果と課題、今後の方向性
(1) 社会性や思いやりの心の育成
これまでの経緯と平成30年度の取組状況
<p>道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の推進地域（推進校）における実践研究を推進するとともに、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）の専門性を高める研修を実施した。</li> <li>県道徳教育推進協議会を組織し、上記事業推進地域、推進校の取組への指導・助言を年3回行った。また、「道徳教育振興だより」を作成・配布し、教員の指導力向上を図った。</li> <li>子どもたちの郷土を愛する心を育てるために、「先人の『近江の心』を未来につなぐ」をテーマに、道徳教材「近江の心」（中学校版）を活用した。</li> </ul>
<p>「ホールの子事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ホールの子事業」は、子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む機会の充実を目的とし、平成30年度は公演回数を1日2公演追加し、6日12公演を実施した。その結果、参加児童生徒数は8,500人を超えた。</li> </ul>
<p>昨年度までの外部有識者の関連する意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先人の知恵が詰まった「近江の心」を学年を問わず道徳の教材として一層活用し、子どもたちの郷土を愛する心を育てていただきたい。</li> </ul>

## 課題と今後の方向性

### 「考え・議論する」道徳科の授業づくりと評価

- ・ 児童生徒の多様な実態や発達段階に即し、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、効果的な指導方法について研究を進める必要がある。
- ・ 道徳科における児童生徒の学習状況や成長の様子について適切に把握し、認め励ます評価の在り方について研究を進める必要がある。

### 遠方の市町からの「ホールの子事業」への参加率向上

- ・ 「ホールの子事業」については、びわ湖ホール近隣と比べて遠方の市町における参加率が低い傾向にあり、それらの市町における学校の参加率向上を図るため、交通費補助の拡充について引き続き周知するとともに、学校および教育関係者に対し積極的に参加を呼びかけるなどの取組を進めていく。

## (2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

### これまでの経緯と平成30年度取組状況

#### 文化部活動を充実するための文化施設・大学等との連携

- ・ 平成27年度に開催した第39回全国高等学校総合文化祭を契機に盛り上がった文化部活動を充実させるため、県内の文化施設・大学等と連携し、専門家による指導を行うことにより、生徒の技能の育成を図るとともに、顧問教員の指導力の向上に努めた。高校生の文化部活動を活性化し、多くの人々との交流を深めたことで、心豊かな人間としての成長につながった。

#### 「つちっこプログラム」の実施状況

- ・ プロの陶芸家が講師となり、「土」という素材を用いてものを作ることの喜び、感動を体感できる創作体験プログラムである「つちっこプログラム」の参加者は年々増加傾向にあり、平成26年度以降年間10,000人以上が参加している。（平成30年度参加者数11,956人）
- ・ 多様な人とのコミュニケーション機会の充実  
「つちっこプログラム」では平成23年度から毎年5月に、県内小学生とアメリカ・ミシガン大学学外研修の学生による交流授業を展開している。参加児童は、言葉が十分に話せなくても粘土を媒体とすることで、ジェスチャーや絵で示すなどして意思疎通を図り絆を深め、コミュニケーションの楽しさを感じている様子が伺えた。また、不登校、別室登校の児童を対象にした美ココロ体験プログラムに参加協力し、土に触れることで子どもたちの心が開かれ、交流が促された。さらに、甲賀市指定信楽焼無形文化財の会と共催で、外国にルーツをもつ子どもたちや障害のある人たち、地域子どもたちがやきもの体験をする講座を開催し、信楽焼の伝統文化を伝える活動を展開することで、世代間を超えた交流を促した。国籍や言葉、年齢、境遇などが異なっても、粘土をコミュニケーションの道具とすることで、豊かな人間関係を育むことができた。
- ・ 子どもたちが暮らす地域の歴史と関連づけたプログラムの充実  
「つちっこプログラム」では、県内の豊富な歴史的な遺跡や遺産などを制作のヒントにして、小学校高学年のはにわ制作や、江戸時代の大庄屋屋敷の見学と関連させて茶碗制作を行うなど、地域への愛着をはぐくみながら、やきもの体験を進めることができた。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 「つちっこプログラム」でのミシガン大学生との交流は、コミュニケーションの楽しさを感じさせる企画であり、継続拡充していただきたい。
- ・ 子どもたちの豊かな心の育成のためには、子どもたちが地域でのボランティア活動等に参加し、その中でたくさんの人と繋がり、色々な事を体験するような機会の推進が必要ではないか。

## 課題と今後の方向性

#### 文化部活動の充実に向けた各機関との更なる連携強化

- ・ 令和3年度に本県で開催される近畿高等学校総合文化祭に向けて、専門家による指導や本格的な会場を使用した研修や発表の機会を増やし、また生徒が主体的に文化芸術活動に取り組み、文化部活動の更なる発展と次世代の文化芸術を担う若手芸術家の育成に向けて、県内の学校や文化部の各部会、県高等学校文化連盟と連携しながら事業を進めていく必要がある。

### 「つちっこプログラム」の更なる推進

- ・ 県の歴史・文化を学ぶ機会の確保  
「つちっこプログラム」については、子どもたちと陶芸家との出会いを充実させ、琵琶湖からの贈り物である粘土や、信楽の町、信楽焼、甲賀市指定無形文化財保持者の陶芸家らの技やその魅力を伝えながら、創作体験だけでなく、県の産業や文化、歴史を学ぶ機会を確保して、心豊かな人材の育成を進めていきたい。
- ・ 学校の枠を越えた交流の取組としての可能性  
異なる学校間の特別支援学級同士の交流の機会として、「つちっこプログラム」が活用され始めており、土が題材となることで、より開放的な新しいコミュニケーション、楽しい学びの機会が生まれている。今後、学校の枠を超えた交流の取組として広めていきたい。

## (3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業

- ・ 困難な状況にある児童生徒の無気力・低学力等の課題の背景には、自尊感情の低さに起因していることが見えてきことから、平成27年度より、県内の30中学校区を推進学区に指定し、就学前・小・中・高、関係機関、地域・家庭が連携強化を図るとともに、保育・授業づくり、環境づくり、仲間づくり、地域づくりの4つの視点から、子どもの生活と学ぶ意欲の礎となる自尊感情を育む取組を推進している。平成28年度からは県内全学校・園・所を対象としたブロック別交流研究会を開催し、推進学区の取組を広めるとともに、自尊感情を育む取組やその課題について交流を図っている（H30年度参加者数547名）。また、平成29年度からは「いしずえ支援検討会議」を各推進学区に設置し、学区内関係者だけでなく、必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市町福祉担当者等を招聘し、困難な状況にある子どもを組織的・計画的・継続的に支援する取組を進めている。

#### 人権教育リーダー養成事業

- ・ 教職員の世代交代が進む中、人権教育のこれまでの成果を次世代に継承し、教職員の資質向上につなげていくため、職階別に人権教育校長研修会や人権教育推進主任研修会、中堅教諭等資質向上研修、初任者研修等を実施している。平成25年度からは、各校での人権教育を推進する若手および中堅リーダーを養成することを目的として、県立学校長や市町教育長から推薦を受けた者を対象とし、人権教育推進リーダー養成講座（基礎講座・実践講座各3回）を実施している（H30年度受講者数 基礎講座：91名・実践講座：68名）。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 自尊感情の育成には教員の誉め言葉が何よりも大きい。人権教育研修には具体事例を数多く採用してほしい。

### 課題と今後の方向性

#### 自尊感情の育成

- ・ 「自分には良いところがある」と回答する割合は向上しているが、課題が重層的・複合的に表れている中学校区では、その割合は県平均と比較すると低い傾向にあるため、困難な状況にある子どもに焦点を当てた教育実践を進める必要がある。また自尊感情の育成には、地域や家庭の役割も大きいことから、学校・園、地域や家庭が連携して取り組むことができるよう啓発に努めるとともに、協働の機会の創出に努める。

#### 人権教育リーダー養成事業

- ・ 若手教員に人権教育を実践していくための基礎的な力量をつけていくとともに、人権教育推進の中核を担う中堅リーダーを育成するためのプログラムを構成した講座を開催する。

## 外部有識者の意見等

- ・ 自尊意識に関する成果指標が改善し、目標を達成していることは良い成果である。
- ・ 教員、児童とも、近江の強みを再認識できるように取り組んでいただきたい。

基本目標を達成するための3つの観点

# 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

## 3 「健やかな体」を育む

### (1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。

また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

### (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります

## 施策の取組状況

### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
8	小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数	221校 (全小学校)	全小学校
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数	229人	230人
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数(累計)	2,000人	1,800人

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 体力向上と健康の保持増進

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の状況

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の小学校男女の体力合計点は、平成29年度に引き続き全国平均値を下回ったものの、本調査を開始して以降、過去最高値となった。  
小5男子：53.92(前年度比+0.20)、小5女子：54.89(前年度比+0.36)

#### 子どもの体力向上に向けた取組の推進

- ・小5男女の体力合計点が、依然全国平均値を下回っていることから、子どもの体力向上に向けた方策を共有するため、19市町を訪問し、担当者と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果に基づく協議を進め、「健やかタイム」の継続実施に取り組むなど、各市町教育委員会と連携して事業を推進することができた。また、研究指定校での授業研究に取り組んだり、幼稚園教育との接続を図った研修会を開催したりするなど、教員の指導力向上に取り組んできた。また、運動部活動の指導についても、指導者のスキルアップに努めてきた。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・小学校での健やかタイムで、運動する楽しさを知る事が重要。朝食の必要性を学校、家庭が連携し取り組むことが重要。

## 課題と今後の方向性

### 子どもの体力向上のための機会の充実

- ・新学習指導要領の先行実施に伴い、子どもの体力向上に取り組む時間の確保が難しい状況が見られるため、今後、カリキュラムの再編成を進めるにあたり、子どもの体力向上を重視し、各学校の実情にあった「健やかタイム」の取組を進め、内容の充実に努めていく必要がある。

### 教員の指導力の向上

- ・子どもの体力向上には、体育科・保健体育科の授業や運動部活動の果たす役割が大きい。今後も引き続き教員の指導力向上に努め、授業・部活動指導に関する研修機会の充実に取り組んでいく。

## (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

### これまでの経緯と平成30年度取組状況

#### 学校における食育の推進

- ・「食に関する指導教材DVD」(H29年3月)、「げんきな湖っ子みんなで食育3」(H28年3月)等、児童生徒の生活習慣や朝食をテーマにした指導資料を作成し、学校での食育推進につながる教材を提供してきた。
- ・「食に関する指導研修会」において、学校と保護者や地域とがつながる取組の発表のほか、食に関する指導の全体計画や学校での食育の取組について協議を行った。これらの取組により、学校・家庭・地域が連携した食育を推進することができた。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・食育の基本は作物を大切にすることであるため、「作ること」の大変さを体験する要素を更に教育でも推進していくべきではないか。

## 課題と今後の方向性

### 子どもの食習慣の改善

- ・子どもの自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向けて、学校と家庭、地域が連携した食育を推進する。特に、第3次滋賀県食育推進計画に定められた朝食欠食率の目標値が達成できるように、県教育委員会が作成した教材の効果的な活用や家庭への啓発に取り組む。

### 食育の更なる推進

- ・学校教育活動全体で食育の推進が図られるよう、「食に関する指導の全体計画」を作成し、教科横断的な視点で、関係職員が連携した食育の取組を進める。

## 外部有識者の意見等

- ・学校での健やかな体づくりは、体力と精神力が共に育まれるよう、持久力の向上に重点を置いていただきたい。

基本目標を達成するための3つの観点

# 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

## 4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

### (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきます。

### (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

## 施策の取組状況

### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
11	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	19,831人	27,300人

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

副読本を活用した郷土の歴史や文化の学習を支援する取組

- ・ 地域のよさを学び理解を深めることを目的として、「郷土の文化」学習ガイドや「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」を作成し、すでに配布されている。
- ・ 小学校では、「郷土の文化」学習ガイドが社会科や総合的な学習の時間等の調べ学習の参考資料として、中学校では「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」が、社会科（主として歴史的分野）の学習補助資料や調べ学習の参考資料として活用されているが、さらに積極的な活用を県教育研究会社会科部会等で働きかけた。

#### 課題と今後の方向性

副読本の更なる活用

- ・ 次期学習指導要領では、アクティブ・ラーニングの視点として「主体的で対話的な深い学び」を授業において構築することが求められる。これまで配布した、郷土の歴史や文化を取り上げた「郷土の文化」学習ガイドや「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」といった副読本を活用した取組は、今後求められるアクティブ・ラーニングの視点からの授業構築にも活用できるものである。これら副読本の継続した活用が重要である。学習活動での活用は広がりつつあるが、年間指導計画への位置付けが十分でない点が課題である。
- ・ 郷土史をもとに地域の歴史を考えることの大切さを指導するため、さまざまな機会を捉えて、趣旨、資料の紹介や活用事例の普及を図るなど継続的な指導を行う。
- ・ 単元等のまとまりの中で問題解決的な学習を設定し、学習の1時間目に活用の時間を位置付けることと有効であること等、具体の活用について発信していく必要がある。

## (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 学習船「うみのこ」を活用した環境教育の推進

- ・ 学習船「うみのこ」を活用した環境教育の推進については、昭和58年に就航以来、県内全ての小学5年生を対象に児童学習航海を36年間継続的に続けてきた。また平成11年度から淀川下流域の京都府・大阪府の小学生を対象に、平成28年度からは近隣府県市を対象を広げ、計39校と交流してきた。平成30年6月に2代目「うみのこ」が就航し、県内乗船児童数は55万人を超えた（平成31年3月末現在 553,617人）。
- ・ フローティングスクール航海2日間と、事前事後の学習がつながりのある探究的な学習活動となるよう、指導計画作成会議や学校訪問時に学校への指導を行っている。また、新学習船における教育プログラムの開発と啓発方法を協議する「湖の子」体験学習プログラム作成プロジェクトチームを組織し、3回の会議および研究航海を実施した。

#### 森林環境学習「やまのこ」の実施

- ・ 森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として、平成19年度から県内の小学4年生を対象に森林環境学習「やまのこ」事業を実施しており、平成30年度は、225校から13,383人の児童が参加した。

#### たんぼのこ体験事業の実施

- ・ 農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ、「農からの食育」を推進するため、小学生自らがたんぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして、調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を県内の200校の小学校で実施した。

#### 「エコ・スクール」の認定と促進

- ・ 将来を担う子どもたちが自ら環境保全活動に取り組む力を身に付けることを目指して、滋賀県では、地域の方々と連携しながら、児童生徒が主体的に環境活動へと取り組んでいる小・中・高校を「エコ・スクール」として認定しており、平成30年度は18校の登録があった。

#### 「しが環境教育研究協議会」について

- ・ 平成30年度のしが環境教育研究協議会では、小・中・高・特別支援学校および私立学校を合わせて117名の環境教育担当教員を対象に、エコ・スクールの実践発表、教員や環境教育関係者によるパネルディスカッション、琵琶湖博物館の活用の仕方についての研修、環境学習プログラムの体験および作成を行った。

#### 「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づく人材育成の推進

- ・ 平成28年3月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、「ラムサールびわっこ大使事業」や「地域づくり型生涯力レッジ推進事業」など、主体的に行動できる人材の育成を目指した環境学習関連事業を計28事業実施した。

#### 「幼児自然体験型環境学習推進事業」の実施

- ・ 「幼児自然体験型環境学習推進事業」では、幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、指導者育成実践学習会を実施し、保育所・幼稚園の周辺にある身近な自然を生かした自然体験プログラムの作成方法等について理解を深めた。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 滋賀県には、それぞれの地域に豊かな資源がある。教科書による学習だけでなく、実際に地域へ飛び出していくことで得られる学びも重要である。
- ・ 琵琶湖でのうみのこの学習、体験は貴重。身近に湖と山の両方を体験できる事を最大限に活用できるようにすることが重要。
- ・ ESD（持続可能な開発のための教育）にSDGs（持続可能な開発目標）を取り入れ、自分たちでできることから始めるプログラムを検討していただきたい。

## 課題と今後の方向性

### 新しい備品を活用した体験学習プログラムの開発

- ・ 「琵琶湖に学ぶ小学生交流航海事業」において、交流を依頼する県内各市町、照会する近隣府県市とも授業時数確保のため、交流希望が年々減少している。照会の範囲を増やすとともに、国立市立小学校へ直接訪問して依頼している。
- ・ 新船就航に伴い、水中ロボットカメラや電子顕微鏡等の学習備品が充実した。次年度以降も「湖の子」体験学習プログラム検討プロジェクト会議を継続し、乗船校のフローティングスクールのテーマに沿った学習プログラムの提示を目指す。

### 森林環境学習「やまのこ」不参加校の解消

- ・ 児童が自らできることを考え行動に移せるよう、指導方法の検討・向上を図るとともに、学校に対して「やまのこ」のねらいを伝え、各校の計画に適切に位置づけられるよう指導していく必要がある。

### たんぼのこ体験事業の学習内容の活用

- ・ 子どもたちが学んだ内容を活用し、学校生活や地域の中で実践できるような指導を進めていくことが必要である。

### 「エコ・スクール」について

- ・ 児童生徒が地域と連携して主体的に環境学習に取り組むことを目的としたエコ・スクールに登録している学校が地域環境を生かした環境学習を推進している一方、登録する学校が固定化しており、新規校の登録が減少傾向にあったが、地域学校協働本部への働きかけ等により、新規校の登録が増え始めている。（H26：15校、H27：15校、H28：12校、H29：18校、H30：18校）
- ・ 8月に実施している「しが環境教育研究協議会」を、平成30年度から「地域資源を生かした環境学習プログラムの作成」をテーマに進めている。この事業を通して、各校の地域環境を生かした環境学習の実践やエコ・スクールの登録に結び付けていく。

### 「しが環境教育研究協議会」について

- ・ 平成30年度からテーマを新たに「地域資源を生かした環境学習プログラムの作成」として開催している。作成した環境学習プログラムを自校で実践したいというアンケート回答が多かったことは成果としてあげられるが、エコ・スクールの登録に結び付けられるエコ・スクール発表会やパネルディスカッションを、さらに改善していく必要がある。

### 「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づく取組の推進

- ・ 「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境に配慮し、主体的な行動ができる人材の育成により、持続可能な社会づくりを図っていく。また、計画改定では、SDGsの視点を取り入れた「第四次滋賀県環境学習推進計画」の策定を検討する。

### 「幼児自然体験型環境学習推進事業」の実施

- ・ 指導者自身の自然体験が少なくなっており、指導者の体験型環境学習への理解を深めるため、引き続き実践学習会を開催する必要がある。過去の参加園が実践している内容や工夫点、課題を参加者同士で共有する学習会を開催し、指導者のさらなる育成を行う。

## 外部有識者の意見等

- ・ 滋賀のことを、子どもたちにもっと教えていくことで、滋賀の自然や地域と共生する力、たくましく生きる力を育てられるのではないかと。

基本目標を達成するための3つの観点

# 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

## 5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

### (1) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

### (2) 外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

## 施策の取組状況

### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合 公立小・中・高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合を表したもの。	小学生 91.9% 中学生 92.5% 高校生 91.6%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合 同上	小学生 78.5% 中学生 75.5% 高校生 87.4%	小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 特別支援教育の推進

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

- ・ 障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び、共に生きていくための力を育む」ため、平成27年3月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」および、平成28年3月に具体的な取組とロードマップをとりまとめた「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づき、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。

##### 病弱児童生徒・医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

- ・ 入院中の児童生徒や特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、きめ細かな対応を行うため、訪問指導教員や看護師を派遣し、児童生徒の学習の補完や、校外学習等への参加機会の確保を図った。

##### 県立高等学校の支援体制強化

- ・ 県立高等学校では、生活介助や学習支援を行う支援員の配置や、教員の専門性の向上を図るための指導助言を行う専門家を派遣し、特別な支援が必要な生徒への支援体制の強化や、個別の指導計画ならびに教育支援計画の作成と活用を図った。

##### 「インクルーシブ・プログラム」の取組状況

- ・ 障害のある子どもとない子どもが共に障害者スポーツや、文化・芸術活動を体験する「インクルーシブ・プログラム」に取り組むことにより、交流および共同学習を更に進め、障害者理解の推進を図った。

#### 発達障害支援アドバイザーの派遣による支援強化

- ・「発達障害のある子どもへの支援強化事業」では、LD（学習障害）等により学びにくさのある児童生徒への早期からの支援等を目的とし、モデル地域に発達障害支援アドバイザーを派遣し、障害特性に応じた専門的な指導・支援の充実と教員の専門性向上を図った。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・インクルーシブ教育は、専門家に任せてしまうのではなく、できるだけ多くの教員への研修を行い、学校全体で支援できる体制づくりが必要である。
- ・特別な支援が必要な児童生徒の増加への対応のため、一人の先生だけではなく、学校全体で支援できる体制づくりが重要である。

### 課題と今後の方向性

#### 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)の推進

- ・平成28年度から当初5年間を重点取組期間とし、まずは「実施プラン」にあるロードマップの進捗を確認し、今後は必要な計画修正を行う。今後も、関係部局や市町と連携しながら、看護師の派遣や市町への支援、高等学校への支援員の配置ならびに専門家の派遣、「副次的な学籍」の研究など柔軟な学びの仕組みづくりを具体化し、取組の成果を情報発信する必要がある。また、発達障害を含む障害のある児童生徒への支援体制の充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を一層推進していくことが必要である。

## (2) 外国人児童生徒等への学習支援

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### これまでの経緯と外国人児童生徒支援体制の充実

- ・近年、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加している。平成29年度以降、公立小・中学校における在籍児童生徒数は1,000人を超えた状況になっており、平成30年5月1日現在の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、1,173人であった。日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数を含めると1,200人を超える状況にあり、出入国管理法（入管法）の成立により、今後さらに増加する見込みである。こうした現状の中、平成30年度の外国人児童生徒等への学習支援体制づくりを行ってきた。

#### 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業（補助事業）

- ・帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、就学前の外国人の子どもへの初期指導教室の実施、日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える人材の配置等による地域・学校での受入体制の整備を行っている。平成30年度は、長浜市・彦根市・近江八幡市・甲賀市・湖南市・東近江市の6市において補助事業を実施した。

#### 外国人児童生徒いきいきサポート支援事業

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒および日本国籍の児童生徒に対して、外国人児童生徒いきいきサポート支援員を計画的に継続して派遣することにより、対象児童生徒が基本的な日本語のコミュニケーション能力を獲得して、基礎的・基本的な学力を身につけ、中学校卒業後の進路はもちろん、自らの生活設計について考え、実現できるように支援している。

#### 日本語指導加配および講師派遣

- ・日本語指導が必要な児童生徒の在籍率が特に高い34校（小22校、中8校、県立4校）に日本語指導加配を配置するとともに、2名以上在籍する66校（小46校、中21校）に非常勤講師を派遣した。また、きめ細かな指導を行うことで、外国人の児童・生徒が母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係を深めることができた。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・引き続き、外国人児童生徒の個々の言語能力などを把握し、理解しやすい言葉や話し方によるきめ細かな対応に努めるとともに、地域ごとの特性を踏まえて、教員の加配等を行い、指導の充実を図ることが重要である。
- ・外国人児童生徒数が1,000名を超える現状から、派遣講師の拡充を図られているが、場合によっては一部地域に集約することも必要ではないか。
- ・ALTの数に地域差も見られる状況の中で、滋賀県で外国人の方が住み、働けるよい評判に変えていくような施策が必要ではないか。

#### 課題と今後の方向性

##### 教員の資質向上に向けた取組の推進

- ・日本語指導が必要な児童生徒の在籍数が多い学校は、全ての児童生徒の日本語能力を測定する時間が取れない現状があるが、児童生徒の日本語能力を測定する方法（DLA等）の研修を重ね、児童生徒の能力の把握を行い、個別の指導計画作成につないでいく必要がある。
- ・また、引き続き、日本語能力測定法の模擬測定や特別の教育課程による日本語指導研修会などを実施し、県全体で課題を共有化し活用できるように配慮し、周知していく必要がある。

##### 事業の充実と支援体制の整備

- ・各市における事業の取組の多くが学校への支援員の派遣になっているが、外国人児童生徒数が増加していく中で、初期指導教室の設置など、保護者を含めた幅広い支援ができるような事業の展開が必要となっている。
- ・県内の帰国・外国人児童生徒数が増加している中で、いきいきサポート支援員として、3言語（スペイン語・タガログ語・中国語）に支援員を雇用しているが、各言語の支援員が派遣される学校数が増えていることから、1校あたりに対してきめ細かな支援を行うことができていない。外国人受入れ拡大に伴い、外国人児童生徒の増加や背景および母語の多様化が予想されることから、事業の充実を図りながらも、事業終了後も継続できるような外国人児童生徒の受入体制を整備し、地域の関係機関や小・中・高間の連携をさらに深めるなど、外国人児童生徒の受入体制づくりが必要である。また、申請の増加が予想される市町に対して、市町単独による雇用に努めるよう要請していく。
- ・学力の定着や学校生活への適応に向けた校内支援体制づくりの支援に努める。

##### 日本語指導加配および講師派遣

- ・今後も対象となる児童生徒数の増加が見込まれる状況があり、引き続き拡充する必要がある。また、地域により対象となる児童生徒数の偏りが見られ、その対応が必要である。

#### 外部有識者の意見等

- ・外国人の受入を拡大していくのであれば、外国人の大人の教育を充実させる必要があるのではないか。

基本目標を達成するための3つの観点 | 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

## 6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

### (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

### (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。  
さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

## 施策の取組状況

### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	27.9%	28%

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### 中学生チャレンジウィークの実施

- ・中学校において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の姿に触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、今後の自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てる「中学生チャレンジウィーク事業」は、平成19年度から継続して実施しており、平成30年度も県内の全ての公立中学校（99校）で取り組むことができた。自分の良さや適性などを発見したり確認できたと考えた生徒の割合が88.5%（H29年度）から87.5%（H30年度）と少し減少しているが、事業の実施により、生徒が職場体験後にボランティアとして再度事業所を訪れたり、地域の行事に参加したりする等、自分の地域に愛着を深めることにもつながっている。

##### 次代を担う生徒のキャリア教育推進事業の実施

- ・グローバル化や高度情報化、少子高齢化など社会構造の変化が著しい現代において、高校から大学、社会の円滑な移行に対応でき、社会人・職業人として自立し、時代の変化に力強く柔軟に対応できる力を育成するため、企業関係者や学識経験者の助言を受けながら、「キャリアプランニング」「課題解決型実習」「起業家精神教育」の3つを柱として効果的なキャリア教育の推進について研究を行った。また就業体験の効果的な活用として、勤労観・職業観等の価値観を自ら確立する取組や、ビジネスプランを作成して銀行等にプレゼンテーションを行い評価を受ける取組等、生徒が自ら勤労観・職業観等の価値観を確立するような取組を進めた。

##### 高等学校産業人材育成プロジェクト事業の実施

- ・職業教育を主とする専門学科や総合学科において、大学や地元企業などと連携し、商品開発や調査研究、最先端の分析機器・加工機械を使用したものづくりなどを通して、生徒に高度な知識・技能を身に付けさせ、社会の変化や産業の動向に対応でき、滋賀の産業を支える職業人の育成を図る取組を行った。また、学科の枠を超え、それぞれの専門性を生かした連携を進めることで、高校生に専門教科を学ぶ意義や実学としての有効性を再認識させる取組を行った。

## 課題と今後の方向性

チャレンジウィークの取組を他教科と関連付けたさらなる有効な活用

- ・「中学生チャレンジウィーク事業」をキャリア形成の取組と位置づけ、総合的な学習の時間と他教科との関連を軸に事前と事後の取組やカリキュラム・マネジメントを一層充実させていくことで、将来の夢の実現やこれからの自分の生き方について考える機会となるようにする必要がある。また、小中高一貫したキャリア教育に取り組み、児童生徒に自己の成長を実感できるような学習になるよう、学校に働きかけていくことが大切である。

次代を担う生徒のキャリア教育推進事業の取組

- ・各校で実施した「キャリアプランニング」「課題解決型実習」「起業家精神教育」の取組を県立高等学校に普及させる必要がある。普通科や総合学科において、インターンシップなど体験的な活動をより一層進めることが課題である。

高等学校産業人材育成プロジェクト事業の取組

- ・職業教育を主とする専門学科や総合学科において、地元企業等とより連携を密にすることにより、滋賀の企業の魅力を理解させる取組を進めることや、より専門性を深めるインターンシップを実施することが必要である。さらに農業・工業・商業および総合学科の専門的な学びを結びつけた連携事業をさらに推進する必要がある。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・「中学生チャレンジウィーク事業」は非常によい取組なので継続実施していただきたいが、生徒が希望する職場を体験できるよう受入れ側の協力を得ながら続けてほしい。
- ・キャリア教育の一貫として地元企業と連携して、次代を担う生徒のアイデアを企業等へ提案ができるような場をつくってはどうか。

## (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

これまでの経緯と平成30年度の取組状況

「しがしごと検定」の実施と「しがしごと応援団」の運用促進

- ・共生社会の形成に向けて、障害のある生徒の社会的・職業的自立を図る必要があることから、これまで企業の協力を得ながらキャリア教育・職業教育に取り組んでいる。平成30年度は、「社会的・職業的自立をめざした職業教育充実事業」により、企業の知見を生かした授業改善の充実や「しがしごと検定」の実施、就労アドバイザーによる協力企業の拡大、社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究、「しがしごと応援団」（県立特別支援学校を職業教育や就労支援の面で応援いただく企業の登録制度）の運用促進に取り組んだ。
- ・「しがしごと検定」は、計2回の検定でのべ258名の生徒が受検し、受検した生徒の就労に対する意欲や態度が向上した。県立特別支援学校高等部卒業生の就職率は、平成30年度は27.9%と前年度比で1.7ポイント減少し、4年ぶりに前年度を下回った。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・特別支援学校卒業生の就労機会の拡充のため、企業等とともに取組を強化することが期待される。

## 課題と今後の方向性

県立特別支援学校卒業生の就労に関する課題と今後の取組について

- ・職業教育をより充実させ、生徒の「働きたい」という意欲を高め、就職を希望する生徒を増やし、今後は県立特別支援学校高等部において就職を希望する生徒がどれだけ就職できたかを示す割合「就職実現率」について、安定的に90%以上となることを目指す。
- ・引き続き、企業の知見を積極的に取り込みながら授業改善や社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究を進めるとともに、「しがしごと検定」の実施や「しがしごと応援団」の活用促進などにより、企業と連携を図りながら、生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を進める。

## 外部有識者の意見等

- ・自分たちが作った物や知識を活用して、自分たちの学校に貢献できるような体験を、全ての子どもたちにさせてほしい。
- ・子どもたちが社会に出たときに必要な力を育むことができるよう、キャリア教育を進めていただきたい。

1 魅力と活力ある学校をつくる

(1) 魅力と活力ある学校づくり

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めます。また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを進めます。

(2) 信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、学校運営の改善に取り組みます。

(3) 私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13の大学・短期大学、約38,000人の学生、約1,700人の教員が集まっています。この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を推進します。

(5) 修学の経済的支援の実施

経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 魅力と活力ある学校づくり

これまでの経緯と平成30年度取組状況

スーパーサイエンスハイスクール・スーパーグローバルハイスクールの取組

- ・ [スーパーサイエンスハイスクール (SSH)]  
滋賀の高等学校において理数教育の先導的役割を担うため、指定校が先進的な科学技術、理数教育に特化したカリキュラムを通して、生徒に科学的思考力、判断力、表現力等の育成を図った。また県内高等学校へ、その成果や有効性について普及を図った。
- ・ [スーパーグローバルハイスクール (SGH)]  
グローバル化が加速する現代において、豊かな言語力、コミュニケーション能力、主体性、積極性等を身に付けた、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を高校段階から目指し、グローバルな社会問題について研究に取り組むなどの事業を指定校において行った。

高等学校再編計画の推進等

- ・ 平成24年12月に滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画を策定し、本計画に基づき、新しいタイプの学校の設置、学校統合、学科改編などを実施してきた。平成30年度は、本計画の着実な実施のため、各県立高等学校を訪問し、進捗状況等を把握するとともに、再編対象校や統合新校への助言、支援等を行った。また、魅力と活力ある学校づくりの検討に資するため、関係者から意見を聴取した(滋賀県高等学校長協会、滋賀県中学校長会、各市町教育長等)。
- ・ 各高等学校においては、再編計画に基づき、それぞれの教育目標等に応じた魅力ある学校づくりが進められている。このうち、彦根翔西館高等学校では、総合学科高校として、新たに設置したスポーツ科学系列や家庭科学系列など5つの系列において、生徒一人ひとりの進路実現に向け、多様で特色ある教育活動を実施するとともに、長浜北高等学校では、コミュニティ・スクールの指定校として地域と連携した取組を進めることができた。また、こうした取組について、ホームページの充実やリーフレットの配布等により、中学生等への発信に努めた。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ スーパーグローバルハイスクール・スーパーサイエンスハイスクールの取組については、魅力ある学校づくりの一貫として有効であることを発信していただきたい。
- ・ 彦根翔西館高校や長浜北高校の新しい統合校の取組についてより一層の発信が必要ではないか。
- ・ 学校だけでなく、地域の意見も取り入れ、特色ある学校づくりに取り組むことが必要ではないか。

#### 課題と今後の方向性

スーパーサイエンスハイスクール・スーパーグローバルハイスクールの取組

- ・ S S H指定校における情報交換会や重点枠の連携校との取組を通して、研究成果や課題研究の指導や評価の方法について引き続き共有を行う必要がある。また、その他の県立高校へ普及させるために、探究活動を指導する各校教員の研修や校内体制の整備を行っていく必要がある。
- ・ S G H事業で開発してきた事業を維持・発展していくよう校内体制を整備し、生徒の研究成果を次世代に受け継いでいく必要がある。また、その他の県立高校に普及させるために、探究活動を指導する教員の研修や校内体制の整備を行う必要がある。

魅力と活力ある学校づくりの更なる推進

- ・ 今後、生徒数の減少が見込まれる中、学習活動や学校行事、部活動等の教育内容の充実とともに、学校の強みや地域性を生かした特色化を図ること等により、魅力と活力ある学校づくりを一層進めていく必要がある。
- ・ 再編基本計画が概ね令和3年度までを見据えたものとなっていることから、今後、この計画に基づく学校づくりを検証していく必要がある。

### (2) 信頼される学校づくり

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

学校評議員制度の活用と外部アンケートの実施

- ・ 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、家庭・地域・学校が連携協力して、地域をあげて子どもの成長を支える環境づくりに取り組んでいくことが期待されている。学校評価については、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価するため、生徒や保護者、学校評議員を対象とした外部アンケートを行っている。このアンケートについては、授業評価的な視点を必ず加えるとともに、学校独自の分析や次年度に向けての改善策の作成を行うなど、学校運営の改善を図る視点から実施している。

#### 課題と今後の方向性

学校評議員制度の更なる活用

- ・ 学校評価の実効性を高め、家庭や地域への説明責任を果たすとともに、学校運営の一層の改善につながるようにしていく必要がある。

### (3) 私学教育の振興

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

私立学校の振興

- ・ 私立学校への経常費補助と、保護者向け負担軽減事業を一体として行うことにより、私立学校の振興を図っている。また、私立学校の経常費補助については、私立学校振興補助金により私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援している。
- ・ 私立高等学校に通学する生徒・保護者への負担軽減事業として、私立高等学校等特別修学補助金を支給した。特に、年収350万円程度までの世帯については実質授業料無償化としており、私立高等学校の門戸を広げている。これらの私立学校の運営にかかる支援、または私立学校に通う生徒・保護者への経済的負担の軽減を行ってきたことにより、私立学校における魅力ある学校づくりが進み、定員充足率が高率で安定している。(平成31年2月入学試験は約90%)

#### 私立学校振興補助金の配分基準見直し

- ・私学を取り巻く状況の変化を踏まえ、生徒保護者の多様なニーズへの対応や安定的な経営のための生徒確保等に係る課題に対応するため、平成26年度に私立学校振興補助金に係る配分基準の見直しを行った。
- ・平成30年度は、引き続き私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、スポーツ・文化活動で優秀な成績をおさめた学校や少人数教育等のきめ細かな学習指導の推進、障害者の積極的な受入れなどを行う学校へ重点的に配分し、私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援した。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・経済的支援の実施は必要である。私学の就学支援については国からの補助のみではなく、学校独自に行っているものもある。そういった部分のアピールをお願いしたい。

#### 課題と今後の方向性

##### 特色ある私立学校への支援

- ・私立学校の経常的経費の助成について、特色ある教育を実施する私立学校へ重点配分しているが、今後更に社会情勢の変化や教育改革の達成度に応じた助成を検討するなど、公立にはない魅力ある私立学校の教育を支援する必要がある。

#### (4) 高等教育機関を生かす取組の推進

##### これまでの経緯と平成30年度を取組状況

##### 大学と連携した高校生への学びの機会の充実

- ・連携協定を結んでいる県内10大学において、高校生を対象として、魅力ある講義を行う大学連続講座を実施した。受講した生徒からは、「様々な視点から物事を考えて、疑問や問題点を見つけ出すことの大切さがわかった。」、「身近なものが社会でどのように使われているのか、大学ではどのようなことを学べるのかを詳しく知ることができて良かった。」等の感想が寄せられ、参加者の主体的な進路選択につながるものとなっている。

##### 京都大学との連携協定を生かした高校生を対象とした特別講義と研究発表集会の開催

- ・京都大学と連携して、大学院生から、自身の研究内容を踏まえて講義していただく「滋賀県高校生を対象とした特別講義」と、各高等学校で取り組んだグループ研究の成果を発表する「滋賀県高校生を対象とした研究発表集会」を実施した。県内の高校生が最先端の学問研究などに触れる機会を設けることで、知的好奇心や探究心を喚起するとともに、目的意識をもった主体的な進路選択につながった。

#### 課題と今後の方向性

##### 滋賀県高校生を対象とした研究発表集会の継続した実施

- ・京都大学と連携した、「滋賀県高校生を対象とした特別講義」には、連携校10校から169名の生徒の参加があり、「滋賀県高校生を対象とした研究発表集会」には、連携指定校11校中6校から発表があった。アンケートからは、高校生たちが特別講義や発表集会から多くの学びを得ていることが把握できたことから、高校での学びを充実させるため、今後も内容を検討しながら、継続して取組を進めていく必要がある。

## (5) 修学の経済的支援の実施

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### これまでの経緯と平成30年度における制度拡充

- ・ 経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する支援として、奨学資金の貸与を行っており、これまで貸与条件の緩和や入学準備金の追加など制度の拡充に努めるとともに、大学等への進学や疾病などの事情がある場合は返還の猶予も実施している。
- ・ 平成22年度から、高等学校等の授業料の負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金が導入され、平成26年度の制度改正で、高等学校等就学支援金の支給にあたって、保護者の所得に一定の制限を設けることにより、低所得世帯の生徒に対する支援を拡充することとされた。これを受け平成26年度から、市町村民税所得割額等が非課税または生活保護の生業扶助を受けている世帯に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図っており、平成30年度においては、非課税世帯の第1子に対する給付金額を増額している。

#### 私立高等学校等特別修学補助金のこれまでの経緯と平成30年度における支給状況

- ・ 高等学校等就学支援金とあわせて、平成26年度に私立高等学校等特別修学補助金の実質授業料無償化となる対象を年収250万円程度から年収350万円程度までの世帯へ拡充し、低所得世帯の教育費負担軽減を図ることとし、平成30年度においては、2,672人に対して私立高等学校等特別修学補助金を支給した。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 修学のための経済的支援について更に活用しやすく、わかりやすいように、各学校や市町、他部局とも連携しながら一層の整備をお願いしたい。

### 課題と今後の方向性

#### 保護者負担の軽減

- ・ 今後も経済的な理由により高等学校等への修学を断念することがないよう、必要な者に滋賀県奨学資金が貸与できるよう努めていくとともに、高等学校等就学支援金など保護者負担軽減にかかる事業を継続していく必要がある。

#### 第1子に対する給付額の引き上げに関する国要望の実施検討

- ・ 奨学のための給付金は、非課税世帯の第2子に対する給付額に対し、第1子の給付額が約2/3以下となっている。令和元年度において増額はされたが、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、第1子に対する給付額の引き上げについて引き続き国へ要望する必要がある。

#### 申請者の事務負担の軽減

- ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援補助金や奨学のための給付金の申請においては、申請者の事務的負担が大きいと、マイナンバー制度等を活用し、事務手続きの簡略化を進めている。

#### 私立高等学校の無償化への対応

- ・ 令和2年4月から、国の私立高等学校等就学支援金制度が改正され、私立高等学校等の授業料無償化の上限額が上げられる予定であるため、これが円滑に進むよう努める。また、本県の独自措置について、国の制度改正の趣旨や、他府県の対応状況も見据えながら、更なる私学振興の方策について検討することとしたい。

#### 低所得世帯を中心とした私立高校への修学促進

- ・ 経済的な理由により高等学校等への修学を断念することのないよう、今後も私立高等学校等に対する生徒の修学を促進するため、引き続き低所得世帯を中心に授業料等の負担軽減の充実に努める。

## 外部有識者の意見等

- ・ STEA教育（Science,Technology,Engineering,Art）を学べることが滋賀県の特徴と言えるようにされたい。
- ・ 学校評議員会が形骸化していると感じるので、評議員が学校の現状をしっかりと評価できるよう改善していかないとといけない。
- ・ 滋賀県の大学には、民間出身で技術的に実践的なことに知見のある先生が多いので、しっかり連携して取り組んでいただきたい。

基本目標を達成するための3つの観点	2. 子どもの育ちを支える環境をつくる
2 教職員の教育力を高める	
(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上	
<p>教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。</p> <p>また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。</p>	
(2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進	
<p>教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力が十分に発揮できる人事配置に努めます。</p>	
(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進	
<p>教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組みます。</p>	

施策の取組状況			
成果指標・事業目標			
	指標・事業	H30実績	H30目標
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者による全課程の評価（受講者が卒塾にあたり、将来、「教師として役立つ」と回答した割合）	100%	100%
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援（小・中学校および市町教育委員会の合計数に対する、総合教育センター職員の出張支援回数割合）	75.6%	50%

取組の成果と課題、今後の方向性
(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上
これまでの経緯と平成30年度の取組状況
<p>管理職研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課題の複雑化・多様化と大量退職に伴う管理職の交代が多くなり、管理職の資質向上と、より戦略的な学校経営が求められるようになってきた。</li> <li>そのため、管理職対象の研修を充実するとともに、管理職自身の自主的な取組「滋賀の管理職塾」の支援を行った。その結果、学校のトップリーダーとしての意識の高揚と、職責の重さについて理解を深め、学校経営の改善に生かすことができた。</li> </ul>
<p>学校現場の働き方改革に向けた取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために、平成30年3月に取組方針に基づく具体的な取組を取りまとめた「学校における働き方改革取組計画」に基づき、学校における働き方改革に取り組んだ。</li> <li>具体的には、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置支援、市町教育委員会との連携会議の実施や県立学校における学校閉庁日の試行導入を実施した。</li> </ul>

### キャリアステージにおける人材育成指標に基づいた研修の実施

- ・ 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標に基づき、各ステージで教員に求められる資質・能力を体系化した研修を実施した。講師には、各分野の専門性や幅広い知見を有する大学教授、企業関係者等を招聘し、研修の充実を図るとともに、自ら学ぶ姿勢を身につけるOJT等を取り入れた研修を取り入れた。研修の柱となるステージ研修における受講者の研修充実度は、4.75（平均値）と高いものとなった。

### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ キャリアステージ研修の一環として、是非、民間派遣研修を拡充し教員自身が学外の社会人としての経験を生かした指導をしていただきたい。
- ・ 人材育成指標については、大学生も各府県のものを見ながら志望先を決めている。こうした大学の動向とも連携して人材育成については考えることが大切。

## 課題と今後の方向性

### 「滋賀の管理職塾」の運営方法の改善

- ・ 「滋賀の管理職塾」の運営にあたって、講師選定や研修会の運営方法などについて各校種の代表者から意見を聞くなど改善を図っていききたい。

### 学校現場の働き方改革に向けた取組状況

- ・ 社会や経済の急激な変化、地域のつながりや支えあいの希薄化等に伴い複雑化・多様化する子どもにかかわる課題の多くを学校が担っている状況があり、加えて新学習指導要領等への対応が求められる。子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるための働き方改革を実現するため、「学校における働き方改革取組計画」に基づき、取組の推進や進捗把握を進める。

### キャリアステージにおける人材育成指標に基づいた研修の実施

- ・ 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標に基づき、教員に求められる資質・能力の向上を図るため、学校での実践力につなげる研修の重視、OJTによる研修、自らの課題克服に資する選択研修の拡大等を行うとともに、高等教育機関とも連携しながら自律的に学び続ける教職員を支援する研修を実施していく。

## (2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

### これまでの経緯と平成30年度取組状況

#### 教員の新規採用者の質の向上

- ・ 教員の大量退職に伴う大量採用の時期を迎えており、優秀な人材を確保するため、採用者の質の維持・向上が課題となっている。
- ・ 本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生等を対象として、「滋賀の教師塾」を実施するとともに、高等学校在学者を対象に、「滋賀の教師塾出前講座」を実施した。その結果、採用選考受験者数（小・中・高・特支）は、平成20年度実施試験の1,365名から平成30年度実施試験には2,188名に増加し、この10年間の卒業生1,765名の内、1,198名が合格している。実践的指導力を身に付けた教員志望者の育成が図れた。

#### 管理職の資質向上と戦略的な学校経営

- ・ 大量退職に伴う管理職の交代の増加や教育課題の複雑化・多様化に対応するため、管理職の資質向上やより戦略的な学校経営が求められている。校長、副校長、教頭を対象とした管理職研修の充実を図ることにより、学校のトップリーダーとしての意識の高揚や、職責の重さについての理解の深化につながり、学校経営の改善に生かすことができた。

#### 人事評価制度の実施

- ・ 平成28年度より全職員を対象とした処遇に反映する人事評価制度を実施している。校長による前後期2回の職員面談の実施や授業観察が積極的に行われるなど、教職員の育成や能力開発、職場の活性化等につながっている。面談等を通じて、組織の要となりうる人材であることの自覚を促し、学校運営にかかわる人材を育成する等の取組が行われている。

## 課題と今後の方向性

### 「滋賀の教師塾」の各講座の充実

- ・「滋賀の教師塾」では、必修講座・学校実地体験・選択講座を通じて、塾生が「志」を高め、「実践力」を身につけるよう進めている。大学説明会やウェブページ等での情報発信により塾生の増加を図るとともに、塾生以外の大学生にオープン参加の機会を設けるなど、教員の仕事の魅力の発信に努める。

### 人事評価制度のさらなる有効活用

- ・人事評価制度を円滑に運用することにより、学校組織の活性化および人材育成等を図っていく必要がある。

## (3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 教職員の健康管理の推進

- ・定期健康診断については、全教職員が受診するよう勧奨し、健診結果から医療機関受診が必要となった教職員への受診勧奨を積極的に行った。また、脳血管疾患・心血管疾患等に該当する教職員が長時間労働を行った場合には、産業医による面接指導を積極的実施するよう新たな取組を行った。併せて、地方安全衛生委員会の場等を活用し、職場全体の長時間労働を減らすための対策を検討するなど、教職員の健康管理に努めた。

#### 教職員のメンタルヘルス対策等の実施

- ・新規採用職員や異動による転入者を中心に各種相談事業の積極的な利用について働きかけを行い、また、上司から部下への声掛けや相談・支援等のラインケアによりメンタル不調の未然防止に努めた。長期休職者等の復職支援や各種相談事業については、産業保健スタッフと管理職が連携を図り効果的な実施に努めた。また、ストレスチェックの実施により、職場環境改善に向けての研修を実施し、それぞれの集団分析結果から取り組みを進めるよう働きかけた。

## 課題と今後の方向性

### 教職員の健康管理の推進

- ・定期健康診断については、全教職員が受診するよう勧奨し、健診結果から医療機関受診が必要となった教職員に対して受診勧奨を強化する。長時間労働を行った教職員に対する産業医による面接指導については、既往歴等から健康リスクのある教職員に対して積極的に面接指導を実施するよう働きかけ、産業医や衛生管理者と連携を図り健康管理に努める。また、安全衛生委員会の活性化を図り、長時間労働削減への取組が積極的に行われるよう働きかける。

### 教職員のメンタルヘルス対策等の実施

- ・新たなメンタル不調を未然に防止するため、ストレスチェック等を活用してセルフケアを促すとともに、管理職による声掛け等のラインケアに努める。また、管理職向け研修会やメンタルヘルスセミナー等を継続実施し、市町へも広く周知していく。長期休職者等への復職支援については、管理職等との連携を図り円滑に復職できるよう努める。各種相談事業については、ストレスチェックの結果、高ストレスとなった教職員への相談実施を積極的に行い、メンタル不調の未然防止を図るとともに、職場の環境改善に向けて働きかける。

## 外部有識者の意見等

- ・教員の質を高めるために研修機会の確保が大切であるため、学校現場の働き方改革を進め、スクールソーシャルワーカーや部活動指導員等の拡充が必要である。
- ・これまでにない仕事が教員に押し掛かっており、何かをやるのであれば何かを止める視点も大切である。
- ・教員が海外へ1週間から1カ月程度研修に行き、物事を作り上げることができる子どもを育てる教育を学ぶ機会があるとよい。

基本目標を達成するための3つの観点

## 2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

### 3 安全・安心な学校をつくる

#### (1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子どもを守るための仕組みづくりに努めます。

#### (2) 学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を推進します。

また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等を進め、教育施設の整備に努めます。

#### (3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

### 施策の取組状況

#### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
17	県立学校施設の耐震化率	100%	【H29目標】 100%
18	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高等学校の割合	87.7%	100%
19	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	集計中	100%

### 取組の成果と課題、今後の方向性

#### (1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

##### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

本県における生徒指導上の諸課題の状況

- 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、いじめの認知件数に占める解消しているものの割合が83.2%と全国平均の85.8%より低い状況にあった。学校種別では、小学校が83.2%（全国平均86.4%）、中学校が83.0%（全国平均83.9%）、高等学校が84.1%（全国平均84.8%）、特別支援学校88.0%（全国平均76.9%）となっており、特別支援学校以外の種別では全国平均を下回っている。

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

- ・平成30年度は、平成29年度に引き続き、スクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校・高等学校に全校配置・派遣するとともに、小学校重点配置校を25校から30校に拡充し、早期発見・早期対応および教職員の資質向上を図った。また、要請に応じて適宜カウンセラーを派遣し、相談活動や教職員・保護者への助言等を行った。さらには、ストレスマネジメントやアサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングおよび構成的グループエンカウンターなどの心理授業にも積極的に取り組み、教職員の資質向上と児童生徒のストレス軽減を図る活動を充実した。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置については、平成29年度同様19市町、19小学校に配置し、配置校を中心にして、同一市町内の他の学校での支援も行っていることから、平成30年度は県内公立小中学校のうち50%の学校への支援を行い、児童生徒が過ごしやすい環境づくりを進めるとともに、教職員に福祉的な視点を定着させ、学校の教職員の組織体制の充実を図った。
- ・そのような中、スクールカウンセラーが関わり早期対応・解決した割合は76.2%であり、スクールソーシャルワーカーが関わり解決または好転に向かった割合は29.2%であった。平成29年度のいじめの認知件数に占める解消しているものの割合は、現在集計中であるが、国のいじめの防止等のための基本的な方針に解消の2要件(いじめの行為が相当期間ないこと、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。)が明記されたこともあり、これまで以上に外部専門家を活用しながら、丁寧な見守り活動を行っている。

### 生徒指導上の問題への対応

- ・著しい社会の変化の中で、いじめ、不登校等、生徒指導上の問題が山積し、内容も複雑化・多様化している。課題解決のため、いじめの課題が顕著な中学校7校に計8人を加配し、いじめ問題に対する指導の充実に努めた。また、いじめ対応を専任とする養護教諭を中学校3校に配置した。
- ・その結果、配置校において、専任教員を中心にしたいじめの早期発見・早期対応の体制づくりができた。養護教諭による教育相談・カウンセリング機能の充実により、いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。

### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・小規模な小学校から大規模な中学校に入学した児童生徒の中には、入学してから疎外感を感じる子の割合が多いように感じる。そのような分析も今後考えていく必要があるのではないか。

### 課題と今後の方向性

#### いじめ防止のための外部専門家の知見の活用や生徒たちの自主的な活動の推進

- ・学校だけでは解決が困難な事案もあり、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等の外部専門家の派遣が必要である。また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒のSOSに気づく感性と適切に対応する力量を高めることが求められることから、今後も外部専門家の知見を活用し、学校の指導体制の充実を図る必要がある。
- ・児童生徒自らが学級活動や生徒会活動等で主体的・自主的にいじめを解決したり、いじめをなくすための取組を推進し、児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」の取組の充実を図る必要がある。

### 生徒指導上の問題への対応

- ・引き続き、いじめ問題の予防、対応への体制の充実を図る必要があり、国に対して、いじめ対応加配の拡充や養護教諭の複数配置を拡充する取組を進め、いじめ対応と生徒指導に係る体制の充実を図る必要がある。

不登校対策のための不登校早期対応や外部専門家の積極的な活用

- ・ 不登校への対策としては、滋賀県不登校対策調査研究会議のまとめやリーフレット「不登校児等生徒への対応について」等を活用し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、社会的自立・登校に向けた支援等について、引き続き学校現場に啓発・指導していく必要がある。また、依然として小学校、高等学校では、在籍率において全国平均を上回り、中学校も1,000人を超す不登校生徒がいるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的かつ有効な活用を図る必要がある。また、適応指導教室やフリースクール等の学校外での学習活動も、積極的に認めていく必要がある。

## (2) 学校安全体制の整備の推進

### これまでの経緯と平成30年度の実施状況

学校施設の耐震工事に係る実施状況

- ・ 学校施設は、生徒の学習や生活の場であることから、耐震改修工事や空調設備の整備、全ての県立学校に防犯カメラの設置（平成28年度未完了）等を行うことにより、安全で安心な学校の環境整備を推進しており、平成29年度末で全ての県立学校において耐震化を完了した。

学校施設の空調整備やトイレ改修による学習環境の改善

- ・ 児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、前倒して空調設備の整備を行い、平成29年度に整備した学校およびPTAで整備された学校も含め、令和元年6月からは全ての県立学校で空調設備を使用できる状態となった。
- ・ 県立学校のトイレ改修については、休み時間に行列ができるなど、トイレの数が不足しており喫緊に対応が必要な3校（八幡高校・八幡商業高校・草津東高校）の設計に着手した。

県立学校におけるブロック塀への対応

- ・ 現行の基準に不適合のブロック塀等は、原則全て撤去し、必要に応じ塀の再整備を行うとともに、外観に基づく点検で基準に適合している場合であっても、設計図面等で構造耐力上安全であると確認できたもの以外は、専門家による調査を実施し、塀の安全性について確認を行った。  
対象校：高等学校28校、特別支援学校1校

学校防災委員会を通し、消防署と連携した学校防災の推進

- ・ 学校防災委員会を年間3回以上開催した学校の割合は次第に上昇しており、消防署と連携した学校防災の実施を推進できた。

危機管理に関する教職員研修の充実

- ・ 危機管理に関する教職員研修の実施率は100%で、どの校種においても、「心肺蘇生法（AEDを含む）」についての研修が最も多くを占めた。次いで、小学校・中学校では「アレルギーへの対応」、高等学校では「生徒の心のケア」、特別支援学校では「防災」についての研修が多くなっている。

スクールガード（学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア）数の増加

- ・ 一時期26,000人を下回っていたスクールガード数も、平成28年度以降は26,000人を上回っている。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 危機管理の基本は当事者意識と日頃の訓練にある。防犯担当機関との緊密な連携で備えを万全にしてほしい。
- ・ 校舎の耐震化は完了したが、以降はブロック塀への対応も必要である。

### 課題と今後の方向性

県立学校の老朽化対策

- ・ 県立学校施設は経年劣化等が顕著であり、今後、老朽化対策を進めていく必要があるが、「事後保全から予防保全へ」の観点から、引き続き長寿命化対策を計画的に実施していく。

#### 学校施設のトイレ改修による学習環境の改善

- ・ 児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、トイレ改修などの学習環境の改善に取り組んでいく。

#### 県立学校におけるブロック塀への対応

- ・ 専門家による調査の結果、現行の基準に不適合であると判明した塀のうち、撤去範囲が大規模であり平成30年度中に撤去が完了しなかった2校（河瀬高等学校、水口高等学校）について、令和元年度中に撤去などが完了するように必要な対策を行っていく。

#### 見守り体制の在り方の検討

- ・ 平成30年度のスクールガード登録数は27,341人で過去最高の人数となった。しかしながら、スクールガードの高齢化による人材確保が課題である。見守り体制の維持のために、市町教育委員会、地域や警察などとも連携して見守り体制の在り方を検討する必要がある。

### (3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### 教職員を対象とした各種研修会による安全教育の推進

- ・ 学校の危機管理意識の向上を図るため、学校園長を対象に「学校の危機管理トップセミナー」を開催するとともに、学校事故の未然防止や適切な事後対応の実施のため、安全担当者や生徒指導担当を対象に「交通安全教室・防犯教室指導者講習会」を実施した。また、学校における防災教育の推進のため、各校の防災教育コーディネーターを対象に「学校防災教育コーディネーター講習会」を開催し、各学校において児童生徒が自らの命を自らが守る安全教育が推進されるよう支援を行った。
- ・ その結果、小・中・高等学校において、実践的な避難訓練等の防災教育、発達段階に応じた防犯教育、警察等と連携した交通安全教育などが展開されてきた。

##### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 少年の非行防止環境づくりに「ヤング防犯ボランティア」の活動は極めて有効。好事例を共有できる連携をお願いしたい。

#### 課題と今後の方向性

##### 新学習指導要領に定められる安全教育の推進

- ・ 新学習指導要領への移行に伴い、防災教育をはじめとする安全教育のカリキュラムマネジメントの実施が必要である。上記のような各種研修会において、学校教育全体で実施する安全教育について、各学校に周知する必要がある。
- ・ 引き続き消防署や警察署、市町防災担当課等と連携した安全教育の推進を図る必要がある。

### 外部有識者の意見等

- ・ 相手をいじめることは法律違反であることを、具体的にしっかりと子どもに教えるべきである。
- ・ いじめへの対応にあたっては、教員だけではなく、警察等の第三者を学校に配置して対応すべきである。また、退職者が関わることができる環境づくりも大切である。
- ・ いじめの被害にあった子どもの教室を変えるなど、その場から逃がれさせる配慮をする必要がある。

基本目標を達成するための3つの観点

## 2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

### 4 子育て環境支援の充実を図る

#### (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

#### (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

#### (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えることができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることのできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

### 施策の取組状況

#### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
20	家庭教育協力企業協定（しがふぁみ）の締結企業・事業所数	1,491社	1,345社

### 取組の成果と課題、今後の方向性

#### (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

##### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### 家庭教育支援体制の充実

- ・ 社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まる中、家庭教育支援員等の配置に対する支援や研修の実施など、市町が行う家庭教育支援体制の充実を図るとともに、その重要性について啓発した。

##### 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における取組状況

- ・ 地域の子どもの育成を社会全体で担うための持続可能な体制構築をめざす「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」では、8市町(対前年比+1町)において、家庭教育チームの組織化や学習機会の提供(対前年比 学習参観時や健診時の機会増)、地域人材の育成に取り組み、うち4市で家庭教育支援チームが組織されるなど、地域に根ざした家庭教育支援活動が広がりつつある。

##### 市町の保育所等の整備支援による成果等

- ・ 保育所等の待機児童の解消のため、市町の保育所等の整備を支援し、平成30年度は956人分の定員増を図ったが、平成31年4月1日現在の待機児童数は前年同月比20人増の459人となった。また、学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置促進を図り、平成30年度の利用児童数は、17,041人(対前年比+925人)となった。

##### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 家庭教育の担い手である保護者の学びの機会を充実することと、その学びを活用できるような機会の創出が必要ではないか。

## 課題と今後の方向性

### 保護者が学ぶ機会の充実

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点であるという認識のもと、引き続き地域や市町における家庭教育支援の取組や家庭教育の担い手である保護者の学びの機会を充実するための取組を推進する必要がある。

### 保育所や放課後児童クラブの設置促進

- ・ 保育所等の待機児童の解消を目指し、引き続き、就学前児童の教育・保育の場の確保を図っていくとともに、放課後児童クラブの待機児童を解消するため、引き続き、放課後児童クラブの設置を促進し、放課後における児童の居場所の確保を図っていく。

## (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 児童虐待への対応

- ・ 平成30年度における子ども家庭相談センターおよび各市町における児童虐待相談件数は、7,263件と前年度比で871件増加し、過去最多という状況であった。
- ・ 虐待の発生要因には、保護者の問題、家庭内の問題、社会的な孤立の問題等、様々な問題が複雑に絡み合っていると考えられることから、市町や保健、医療、教育等と連携を深め、細やかな支援の取組を行ってきた。

#### 青少年立ち直り支援センター「あすくる」の取組状況

- ・ 少年非行の低年齢化が進む中、青少年立ち直り支援センター「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援に取り組んだ結果、平成30年度の支援完了率が82.7%となった。(平成29年度65.9%)

#### 少年非行の減少に向けた取組の成果等

- ・ 非行少年を生まない社会づくりの一環として、少年非行の減少と少年の規範意識醸成を目的に、少年警察ボランティアとの連携による非行防止教室を実施した。その結果、刑法犯少年のおよそ6割を占めていた初発型非行(万引き、自転車盗等の犯罪で、非行の入口といわれる犯罪)は、概ね減少傾向(H27年327人、H28年279人、H29年242人、H30年268人)となっており、平成30年は刑法犯少年全体の約5割となった。

#### 防犯ボランティアによる取組の成果等

- ・ 中学生、高校生によるヤング防犯ボランティアや、既存の子ども安全リーダー等の地域防犯ボランティアによる継続的な活動等の結果、平成30年中の本県刑法犯認知件数は7,967件と5年連続で減少し、平成29年に比べ8.8%減少するなど、子どもが健やかに育つ環境づくりに寄与できた。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 少年の非行防止に環境づくりに「ヤング防犯ボランティア」の活動は極めて有効。好事例を共有できる連携をお願いしたい。

## 課題と今後の方向性

### 防犯ボランティアによる取組の成果等

- ・ 国の児童虐待防止対策総合強化プランに基づき、子ども家庭相談センターの体制強化を図るとともに、引き続き関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復や子どもの自立支援までの切れ目ない支援を図っていく必要がある。

### 立ち直り支援の更なる充実

- ・ 立ち直り支援センター職員の知識・技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図っていく必要がある。
- ・ 立ち直り支援事業について、パンフレット等を活用しながら、さらに県民に広く周知していく。

#### 低年齢少年を対象とした規範意識の向上

- ・ 全体として初発型非行は概ね減少傾向にあるものの、依然として刑法犯少年全体の約5割を占めており、引き続き、低年齢少年を対象にした非行防止教室を実施し、規範意識の向上を図る必要がある。

#### ヤング防犯ボランティアの活性化

- ・ 平成30年末のヤング防犯ボランティア団体の数は前年度より増加しているが、団体の中には自発的な活動ができていない団体もあるため、今後は、本県で開催予定の近畿学生ボランティア交流会等を通じて防犯意識の高揚を図り、若者世代の防犯ボランティア活動の活性化による子どもが健やかに育つ環境づくりを一層進める。

### (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

#### これまでの経緯と平成30年度の実施状況

##### 家庭の教育力向上に向けた取組を進める企業との協定締結数の拡大

- ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに自主的に取り組む企業・事業所との協定締結数の拡大を図るため、比較的協定数の少ない市町の企業・事業所を訪問した結果、平成29年度の1,438企業・事業所から平成30年度は1,491企業・事業所に増加した。
- ・ 協定締結企業・事業所の取組の参考となるよう、企業・事業所の具体的な取組を取材し、「特色ある実践事例」とともに、代表からのメッセージを滋賀県学習情報提供システム「におねっと」のホームページに掲載することにより、家庭教育に対する従業員の意識向上が図られた。

##### 企業内家庭教育学習講座の開催による啓発

- ・ 企業内家庭教育学習講座を開催(3回 117名受講)し、自身の子育てについて見つめ直す機会となるとともに、ワークライフバランスの大切さについても啓発することができた。

#### 課題と今後の方向性

##### 企業・事業所との連携強化と家庭教育学習講座等の充実

- ・ 家庭教育を社会全体で支援する環境づくりを推進していくため、協定締結企業・事業所との連携強化とともに、家庭教育学習講座等の充実を図っていく必要がある。

### 外部有識者の意見等

- ・ 企業が、教育により直接的に関わっていくことができる環境づくりを進めていく必要がある。

基本目標を達成するための3つの観点

## 2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

### 5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

#### (1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

#### (2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

すべての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

### 施策の取組状況

#### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
21	すべての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	92.7%	100%
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	63.3%	60%

### 取組の成果と課題、今後の方向性

#### (1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

##### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

「しが学校支援センター」を活用した学校支援

- 豊富な知識や経験を持つ地域の方々や企業・団体等が学校を支援する仕組みづくりを進める「しが学校支援センター」に学校支援ディレクターを配置し、地域の方々や企業・団体等と学校とのコーディネートを行った。
- 「しが学校支援センター」では、専門的な知識や技能を持った地域の方々や企業・団体等が学校の授業を支援する「学校支援メニュー」の発信に努めた。

「しが学校支援メニューフェア」の開催による企業・団体等と学校の連携推進

- 「学校支援メニュー」とは、学校への出前授業や校外学習、工場見学受入れ、外部人材の派遣など登録団体が提供する専門的な知識や技能を活かした取組であり、これまでに187団体281メニュー(対前年比+5団体7メニュー)を登録している。また、新規に登録団体とコーディネートした学校数は98校(対前年比+1校)であった。
- 学校と地域を結ぶ指導的役割を担う教員の養成を目的とした研修会を年間3回実施、うち第2回研修会は、「しが学校支援メニューフェア」を同時に実施し、生涯学習・社会教育の専門的知識の習得やコーディネート能力の向上を図った。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- 企業は地域に受け入れられないと存続できないように、学校も地域の中核として、「地域学校協働本部」や「しが学校支援センター」の一層の取組強化をお願いしたい。

##### 課題と今後の方向性

企業・団体等との連携による更なる学校の活動の活性化

- 企業・団体等の専門家との連携により、学校の教育活動を活性化していくために、学校と地域を結ぶ指導的役割を担う教員の養成を継続していく必要がある。

### 「学校支援メニュー」の活用推進

- ・「学校支援メニュー」の積極的な活用により、子どもの学びが深まり、学校の教育活動が活性化した事例等を収集し、学校と地域が連携・協働する仕組みづくりを一層推進していく。

## (2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

### これまでの経緯と平成30年度の実施状況

#### 「地域学校協働本部」の取組支援

- ・地域と学校が一体となって子どもを育てる体制を整えることを目的とした「地域学校協働本部」の取組について、実施費用の補助や好事例の発信等の支援を行った。これにより、地域と学校が目標を共有しながら、地域住民等がボランティアとして様々な学校支援や、地域と学校の協働活動を行う仕組みづくりに努めた。平成29年度は11市町109本部の実施から、平成30年度は、11市町114本部の実施であった。

#### 地域未来塾の取組支援

- ・放課後や長期休業中の学習支援を目的とした「地域未来塾」の取組について、実施費用の補助等の支援を行い、子ども家庭における学習習慣の定着を図るとともに、地域の教育力の向上に努めた。平成29年度は5市町28教室、平成30年度は8市町41教室の実施であった。

#### 学校と地域の連携推進を見据えた関係者の資質向上

- ・学校と地域の連携・協働体制を推進するため、推進協議会により各事業のあり方の検討を行うとともに、関係者の資質向上等を図るための研修会を年間5回開催した。研修会では国の施策の動向や県内外の好事例を発信することにより、関係者の意識や認識が高まり、市町における取組の充実や事業導入の促進に繋がった。平成29年度は296名の参加者があり、平成30年度は309名の参加者であった。

#### コミュニティスクールの導入促進

- ・学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、力を合わせて子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進める「コミュニティ・スクール」の導入促進事業を実施し、地域と連携した教育活動の充実が図れた。平成29年度は公立学校合計56校、設置割合14.7%であり、平成30年度は公立学校合計116校、設置割合30.6%となった。

### 課題と今後の方向性

#### 「地域学校協働本部」による学校と地域の双方向の連携協働

- ・「地域学校協働本部」では、地域による学校を支援する一方向的な活動がまだまだ多い中、今後は、地域と学校が目標を共有して行う双方向の連携・協働による活動を充実させていく必要がある。これまでの地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い地域の方々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」の事業の推進をさらに支援していく。

#### コミュニティスクールの取組充実のための検証と啓発

- ・「コミュニティ・スクール」の取組を充実させるため、校内体制の検証を進めるとともに、他の県立学校への啓発を継続して図る。平成29年度に策定した「学校における働き方改革取組計画」においては、令和元年度県内公立学校への導入指標を40%としている。

### 外部有識者の意見等

- ・コミュニティ・スクールは、小・中・高の連携が大切である。小・中においては、企業からの寄附を学校・地域のために活用していく体制がとれるとよい。

基本目標を達成するための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

## 1 社会的課題に対応した学習の推進

### (1) 環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していくため、環境学習の充実を図ります。

### (2) 人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、すべての人にとってより住みやすい社会を形成していくための学習を推進します。

### (3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知識や情報を得られるよう、取組を推進します。

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 環境に配慮した社会づくり

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### 低炭素社会づくり講座の実施

- 地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性については、一人ひとりがその重要性を意識して身近な問題として捉え、自発的な取組として広がることが重要であることから、学習の機会を提供している。平成30年度は低炭素社会づくり講座を県内の小・中学校等において57回、地域や団体に対し64回、計121回実施した。

##### 琵琶湖博物館における環境学習の場づくり支援

- 地球温暖化問題や低炭素社会づくり等の環境学習の必要性については、一人ひとりがその重要性を意識して身近な問題として捉え、自発的な取組として広がることが重要である。琵琶湖博物館では、自治会や子ども会等の地域団体や学校、企業、市町などから相談を受け、環境学習に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジン等により情報発信を行い、環境学習の活動の場づくりを支援した。また、環境ほっとカフェを開催し、活動者のスキルアップを図るとともに環境学習活動者交流会を開催し、指導者・活動者のネットワーク強化を促進した。

##### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- 環境学習については、環境分野に関係する多くの大学や企業の協力を得ながら取り組んでいきたい。
- 滋賀県、経済界が取組んでいるSDGs（持続可能な開発目標）を教育界でも積極的に採り上げ、環境教育の意識向上を図っていただきたい。

#### 課題と今後の方向性

##### 低炭素社会づくりに向けた継続した環境学習の推進

- 学校や地域において、地球温暖化問題に対する正しい知識の習得や省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた取組が推進された。今後も、学校や地域と一層連携し、継続的に幅広く低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。

##### 琵琶湖博物館と関係機関との連携による環境学習の推進

- 琵琶湖博物館では、引き続き活動者や指導者そして環境学習活動を実施している県内大学生とのネットワーク強化に努めるとともに、学校教員向けに環境学習に関わる情報提供を行うほか、企業が所有するピオトープを学習の場として活用させてもらうための連携を進める。

## (2) 人権尊重と共生の社会づくり

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 人権教育に関する教材や研修会の充実

- ・ 人権啓発資料「波紋」の作成や視聴覚教材(DVD)を新たに6本購入し、人権教育に関する教材を充実させ、250件の貸出を行った。また、学区や自治会ごとに開催される地区別懇談会や、企業・団体等が開催する人権研修会等の充実を図った。(県内地区別懇談会実施述べ回数2,290回、参加延べ人数55,188人)

### 課題と今後の方向性

#### 県内各機関などへの支援と啓発資料のさらなる充実

- ・ 今後も、県民一人ひとりが、人権問題を自らの生き方に関わる問題として受け止めていくことができるよう、県内の関係機関等への支援を行うとともに、学習教材や啓発資料の周知と充実を図っていく必要がある。

## (3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

#### 関係団体と連携した消費者教育・啓発の実施

- ・ インターネット関連の消費者問題の増加や悪質商法の手口の多様化により、消費者被害は若者から高齢者まであらゆる年代に発生している。自立した消費者を育成するため、体系的な消費者教育の推進を図っているところであり、平成30年度は、独自に作成した消費者教育教材を活用した出前講座を関係団体と連携して実施したほか、消費者教育に関心のある学生を募集し、同年代や低年齢層を対象とする消費者被害防止啓発グッズ等の作成を行った。また、高齢者等の消費者被害を防止するため、関係団体と連携し、消費者被害防止に役立つ情報を提供した。

#### 交通事故防止に向けた取組

- ・ 「滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動」における年間目標値「平成30年中の交通事故死者数50人以下、死傷者数6200人以下」を達成するため、関係機関・団体と連携して運動を展開した。

### 課題と今後の方向性

#### 若年層に対する消費者教育の充実

- ・ 消費者教育の推進について、関係団体等との連携を図ることで、効果的に実施することができた。引き続き、自らの購買行動が、経済だけでなく社会や環境にも影響を与えることを自覚する「消費者市民社会」という考え方の浸透を目指しながら、各自の学びが行動につながる消費者教育の充実を図っていく。また成年年齢の引下げにより、若者の消費者被害が増大するおそれがあることから、若年層への消費者教育を充実させる必要がある。

#### 交通事故減少に向けた啓発活動の推進

- ・ 平成30年中に県内で発生した交通事故は、発生件数は4,212件(対前年比 664件)、死者数39人(対前年比 16人)、傷者数5,361人(対前年比 817人)であった。高齢者の交通安全指導員養成講座、幼児交通安全指導者研修会による指導員の養成や、年間を通じた各種啓発活動に努めており、今後も交通事故減少に向けた啓発活動を積極的に行っていく。
- ・ 平成30年中に県内で発生した交通事故件数のうち、自転車の関係しているものは673件(対前年比 99件)であった。「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成28年2月26日施行)の内容を周知するため、今後も正しい自転車の利用促進と自転車の交通事故防止に向けた啓発活動を進めていく必要がある。また併せて、同条例に規定されている自転車損害賠償保険の加入義務についても、自転車を利用する全ての人々が加入するように、引き続き周知を図る。さらに、幼児や児童生徒、高齢者が自転車に乗車するときには、保護者や児童生徒に自転車通学を許可している学校の教師などの保護責任者および高齢者の家族は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを周知する。

## 外部有識者の意見等

- ・ 生徒が有権者としての自覚を持てるよう、ディベートを活用して主権者教育を行うなど、授業を充実されたい。

基本目標を達成するための3つの観点	3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する
<b>2 健康づくりと生涯スポーツの振興</b>	
<b>(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実</b>	
年齢や性別、障害等を問わず、すべての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。	
<b>(2) スポーツ環境の整備・充実</b>	
県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。	

<b>施策の取組状況</b>			
成果指標・事業目標			
	指標・事業	H30実績	H30目標
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者数(累計)	229人	871人

<b>取組の成果と課題、今後の方向性</b>	
<b>(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実</b>	
これまでの経緯と平成30年度の取組状況	
<b>滋賀県競技力向上対策事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>競技力向上対策では、平成26年12月に策定した「滋賀県競技力向上基本計画」に基づき、平成27年3月に「滋賀県競技力向上対策本部」を設置し、各競技団体と連携し各種の強化対策事業を行ってきた。基本計画では、平成29年から令和2年までの4年間を充実期としており、この期間における天皇杯得点1,200点、天皇杯順位10位台進出を目標に取り組んでいる。</li> </ul>	
<b>地域の総合型地域スポーツクラブの育成・支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が主体となり地域のスポーツ環境等を形成することを目的とした総合型地域スポーツクラブを育成・支援するため、研修会や講習会等を開催するとともに、市町巡回・調査などを行った。</li> </ul>	
<b>しがスポーツ大使の任命・県民との交流機会の創出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツの魅力を発信いただく「しがスポーツ大使」として5者新たに委嘱するとともに(累計34者)、スポーツイベント等を通じ、県民とスポーツ大使との交流機会の創出を図った。</li> <li>子どもたちにトップレベルのスポーツを生で観戦し、将来への夢や希望を育む機会を提供するとともに、本県を拠点として活躍するスポーツチーム等を応援するための交流機会の創出を図った。</li> </ul>	
<b>障害者スポーツの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者スポーツ大会を開催し、水泳やフライングディスクなどの個人競技と、ソフトボールやサッカーなどの団体競技8大会を実施し、積極的な障害者スポーツの振興に努めた。一部の大会や知的障害者(児)を対象としたスペシャルスポーツカーニバルが荒天により中止となったものの、障害者の社会参加機会の創出を図った。</li> </ul>	
<b>自転車走行環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイクルサポートステーションやサイクルスタンドの設置およびサイクルツアーガイドの養成など、誰もがピワイチを快適に楽しめる環境づくりに努めた。また、安全に走行できるよう、自転車走行環境の整備を行った。</li> </ul>	

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ いま滋賀県出身のスポーツ選手が話題になる中で、子どもたちがそういった選手とふれあい、夢を持てるような機会を増やしてはどうか。
- ・ 働き方改革にもつながるが、地域の総合スポーツクラブとの連携を行う事で地域の活性化や先生の負担減にもつながるのではないか。

## 課題と今後の方向性

競技力の向上

- ・ 団体競技の強化、国スポ開催時に少年種別の中心となるターゲットエイジの強化、成年種別強化に繋がる選手の採用促進事業など、2024年を見据えて各種事業を戦略的に進めていく必要がある。

総合型地域スポーツクラブの後継者育成

- ・ 総合型地域スポーツクラブが、更に健康で活力に満ちた地域社会の実現に貢献できる組織へと発展するよう、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携を図りながら、取組を進めていく。また、関係者の高齢化が進んでいることから、後継者の育成に努める必要がある。

障害者スポーツに関する課題と今後の取組

- ・ 障害種別に応じたスポーツ教室の開催や会場までのアクセス、総合型地域スポーツクラブ自体の財務状況などの課題が多くあることから、専門家による助言を受けつつ、これらの課題解決に向けた取組を進めていく必要がある。
- ・ 滋賀県障害者スポーツ大会やスペシャルスポーツカーニバルへの参加者は近年減少傾向にあるため、地域でのスポーツ環境の充実等を図り、新規参加者数の増加に努める必要がある。

安全・快適な自転車走行環境のさらなる整備

- ・ 誰もが安全で快適なピワイチを楽しむことができるように、引き続きサイクリストの受入体制や自転車走行環境を整備する必要がある。

## (2) スポーツ環境の整備・充実

これまでの経緯と平成30年度 of 取組状況

スポーツボランティアの育成支援

- ・ 全ての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指し、平成30年3月に策定した「第2期滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、本県でのワールドマスターズゲームズ2021関西や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会等の大規模スポーツ大会の開催を視野に入れ、スポーツを「支える」立場から各種スポーツ大会の運営に携わるボランティアの育成に取り組んだ。

県内のスポーツ大会への支援

- ・ びわ湖毎日マラソンやびわ湖レイクサイドマラソン、朝日レガッタ、県民総スポーツの祭典など、県内で開催される様々な大会への支援を通して、スポーツ振興に努めた。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 本県においては、ボランティアの気運が高い等の特徴があるのでしっかりその良さを発信していく必要がある。
- ・ 国体を見据えたスポーツ環境の整備の為に、企業も巻き込んだ有資格スポーツ指導者の拡充強化が必要である。

## 課題と今後の方向性

スポーツクラブ等への委託を通じたスポーツボランティア育成支援

- ・ スポーツボランティア登録人数の伸び悩みや活動の場が少ないといった課題があったことから、スポーツ分野における独自のノウハウや実践的な活動機会（試合等）等を有する事業者へ委託を行った。引き続き、ボランティア人材の確保やスポーツボランティア活動への参画機会の拡大に努める必要がある。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を見据えたスポーツ環境の整備

- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会への機運醸成に向け、県民一人ひとりが、健康で明るくいきいきと生活するために、日常生活の中で「する」、「みる」、「支える」など様々な関わり方で、自ら進んでスポーツに親しみ、楽しむことができる環境整備に努める必要がある。

基本目標を達成するための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

### 3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

#### (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュットについて、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

#### (2) 文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、地域の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にする意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組んでいきます。

## 施策の取組状況

### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
24	「千年の美つたえびと」の養成者数（累計）	(H28で終了)	1,000人

## 取組の成果と課題、今後の方向性

### (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

「世界遺産」「日本遺産」への登録推進とシンポジウムの開催

- ・ 本県の文化財の価値を高め、その魅力を県内外に発信することで、地域の誇りや文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等につなげてきた。
- ・ 平成30年度においても、「世界遺産」や「日本遺産」への登録推進を図るとともに、本県に所在する戦国時代の城跡や古戦場をテーマに県内外でシンポジウムや講座を開催し、本県の文化財の魅力を県内外に発信することができた。

#### 安土城考古博物館における展示、普及啓発事業の実施

- ・ 安土城考古博物館では、平成4年の開館以来、「城郭」と「考古」をテーマとした魅力ある展示、普及啓発事業を通して、滋賀の歴史や文化を発信し、理解を深める機会を提供することにより、県民文化の向上に資している。平成30年度においては、特別展2回、企画展2回、特別陳列6回、常設展、普及啓発等の事業を実施した。（平成30年度入館者数：33,838人）

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 県民の文化財に対する意識の稀薄さが、魅力発信の低さにつながっており、幼少期から文化財にふれる機会や保存することの大切さを教える必要がある。

### 課題と今後の方向性

#### 県内に所在する文化財の魅力発信

- ・ 本県は豊かな歴史に育まれた豊富な文化財を有しているが、その存在や価値が十分に知られていない。このため、県内に所在する文化財の魅力を県内外に発信し、本県の文化財の魅力の発信に努めてきたところであるが、まだまだ十分とは言えない状況にある。このため、引き続き観光部局との連携や、「ここ滋賀」における情報発信機能の活用など様々な場面を活用して文化財の魅力を県内外に発信し、地域の誇りと文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等につなげていく。

安土城考古博物館におけるファンのニーズに対応した展覧会等の実施

- ・ 安土城考古博物館の入場者数が伸び悩んでいることから、人気の高いテーマの展覧会を開催するなど、ファンのニーズに対応したものとなるよう工夫するとともに、インターネット等を活用した広報活動を積極的に推進することにより、入館者の増加に努め、文化財に親しむ機会を提供していく。

## (2) 文化財の保存・継承、活用の推進

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

文化財の保存修理等の実施状況

- ・ 文化財の適切な保存・継承のために、平成25年度に創設した「滋賀県文化財保存基金」を活用し、国指定・県指定文化財の保存修理等に対する支援を行っている。平成30年度においては、国指定・県指定文化財計40件に対して保存修理等を進め、文化財の保存・継承を図った。

文化財講座等の周知

- ・ 様々な団体が企画した文化財の講座や探訪等のイベントを積極的にメールで配信するなどし、文化財の活用の促進を図ってきている。平成30年度においても、様々な団体が企画した文化財の講座や探訪等のイベントをメールにより積極的に配信した。160件配信し、81,792名の参加があった。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 地域の文化財を地域の人々が守り発信していく取組を進めていただきたい。
- ・ まずは、もっと県民が滋賀の歴史や、文化財を知ってもらい、興味を持ってもらえるような取組が必要ではないか。

### 課題と今後の方向性

文化財保存活用大綱の作成

- ・ 少子化により人口減少、価値観の多様化により、文化財を守り伝えてきたこれまでの地域力が低下している。こうした中で、本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存および活用に関する基本的な方向性を明らかにし、県内における各種の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる総合的な施策の大綱を策定する。
- ・ 大綱においては、県内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町にまたがる広域的な取組、市町への支援の方針などについて定めることとしている。

計画的な文化財の保存修理の実施

- ・ 全国有数の文化財を有している中で、文化財の価値を損なわないために、文化財の保存、維持には適切な時期に適切な修理等を実施する必要があるため、引き続き、計画的に適正な保存修理を進めていく。

## 外部有識者の意見等

- ・ 高等教育機関等と連携し、現代に通用する文化振興をお願いしたい。

基本目標を達成するための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

#### 4 生涯学習の場の充実

##### (1) 社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

##### (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。  
また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

##### (3) 読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読書意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

##### (4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教育施設等における活動の機会提供の充実を図ります。  
また、生涯学習を行う人々が、学びを通じて多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交流や情報交換の場づくりを支援します。

### 施策の取組状況

#### 成果指標・事業目標

	指標・事業	H30実績	H30目標
25	「におねっと」の講座情報登録数	2,322件	2,100件以上
26	県立図書館来館者数	226,551人	265,000人

### 取組の成果と課題、今後の方向性

#### (1) 社会教育体制等の整備推進

##### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

これまでの社会教育体制等の整備にかかる経緯と平成30年度における体制整備の推進

- ・ 多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えるべく、身近な社会教育施設や県立学校、大学等が連携し、体系的な学習機会を提供する「淡海生涯カレッジ」を、平成8年度から平成27年度まで実施し、地域の特色を生かした継続的・段階的な学習の機会を提供してきた。
- ・ 平成28年度からは、平成28年3月に策定した「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」に基づき、「市民性の育成」、「地域創生」、「次世代への継承」の視点を重視し、学習者の学びを地域で生かす、また行動につなげる機会の充実を図るため、市町が主体的に行う絆づくりや活力ある地域づくりに結びつく学習機会提供の取組に対し支援を行う「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」を実施している。
- ・ 平成30年度は、7市に補助金の交付、研修会および実践フォーラムの開催等を実施した。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 「地域づくり型生涯カレッジ」を全県に広げると同時に、事業自体の充実を図っていただきたい。

## 課題と今後の方向性

市町への支援事業から得られた成果を生かす取組の推進

- ・ 人生100年を見据え、誰もが社会とつながり、居場所や生きがいを持って心も体も健康に暮らしていくことが大切であり、令和元年度からは、滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）の柱3に沿って、活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実、現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実、学びの成果を社会に生かす取組の推進に重点を置き、学びの場の提供、学びの成果を地域づくりに生かす取組を行っていく必要がある。
- ・ 「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」での取組の成果などを積極的に発信し、学習者の学びを地域づくりに結びつけていく機会を全県的に広げていくよう努める。
- ・ 市町訪問、運営委員会への参加等を通して、各市町のニーズをつかみ、事業の充実を図っていく。

## (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

しが生涯学習スクエアの活用推進

- ・ 生涯学習の総合窓口として、県民の主体的な学習を支援する「しが生涯学習スクエア」（県庁新館6階）を運営し、人権や生涯学習にかかわる視聴覚教材を整備するとともに県民に提供しており、平成30年度には385件の貸出を行った。

「におねっと」による生涯学習関連の講座情報発信

- ・ インターネットによる学習情報提供システム「におねっと」を県民に提供している。県内の生涯学習にかかわる講座情報を掲載しており、平成30年度には2,322件を登録・発信した。

昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ 今後は、「滋賀県の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の精神を全県に広げるよう努めていただきたい。
- ・ 生涯学習の積極的な取組は、高く評価できる。学びの機会を広げる上でもSNSの活用など新たな媒体を検討してほしい。
- ・ より多くの県民の方々に参加して頂けるよう、取り組んでいる講座のさらなる啓発が必要ではないか。

## 課題と今後の方向性

視聴覚教材の貸出し利用の現状と今後の取組

- ・ 視聴覚教材の貸出し利用が減少傾向にある。時代のニーズに合った内容の教材整備など、より活用しやすい視聴覚教材の整備を進めるとともに、チラシの配布などで広く周知し、利用者の増加を図る。また、様々な情報源から生涯学習にかかわるイベントや講座情報を収集・提供し、県民と事業関係者を結ぶ役割を果たすことで、生涯学習の普及啓発に努める。

生涯学習関連の情報発信の今後の取組

- ・ 関係課と連携し、「におねっと」による生涯学習関連の情報発信を一層強化する。

## (3) 読書環境の整備と読書活動の推進

### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

県立図書館における取組状況

- ・ 今後10年間、県立図書館を運営していくにあたっての方向性と重点的に取り組むことについて検討を重ね、平成29年度末に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づき、平成30年度から5年間の行動計画を策定した。
- ・ 県民の学びを支えるために、市町では所蔵が難しい幅広い分野の専門書等の学術的資料、製造業や研究開発の場で働く県民の仕事に役立つ工学関係資料、さらに文字による図書を読むことが困難な方に向けた読書支援機器と録音資料等の計画的整備を行った。また県機関と連携した資料展示や新着情報のメールマガジンによる配信等により資料の広報を行うとともに、遠方からでも市町立図書館を通じて県立図書館の資料を利用できるネットワークの仕組みにより、県民への資料提供に努めた。

#### 「サピエ図書館」への加入と録音資料の提供

- ・ 全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」（視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して様々な情報を提供するネットワーク）に加入し、視覚に障害のある方の希望に応じて、録音資料の提供などを行った。

#### 子どもの読書活動の推進

- ・ 子どもの読書活動を推進するため、国内で発行された児童書の多くを収集整備し提供するとともに、学校図書館の活性化に向けて、ホームページに学校図書館向けページを新たに開設し、学校図書館リニューアルマニュアルや学校図書館支援用図書リストを掲載し、利用の促進を図った。

#### 昨年度までの外部有識者の関連する意見等

- ・ スマートフォンから簡単に情報が入る中で、本を読むためだけに図書館に行くということは考えにくい。図書館には本を貸し出すことと併せて文化的な付加価値が必要ではないか。
- ・ 子どもの読書意欲を高めるため、滋賀出身あるいは、関西出身作家を招いての懇談会の開催などで話題性を上げる企画をするなどの工夫が重要である。

### 課題と今後の方向性

#### これからの滋賀県立図書館のあり方の行動計画の取組の推進

- ・ 「これからの滋賀県立図書館のあり方 行動計画」に基づき、具体的な取組を行うとともに、行動計画に対する図書館協議会による外部評価を考慮しながら、より良い図書館サービスを目指す進捗管理をしていく。

#### 図書資料の整備と所蔵資料等の情報発信

- ・ 県民の幅広い資料要求に対応できるよう、継続的な図書資料の整備を行うとともに、所蔵資料や実施サービス等の情報発信および市町立図書館への協力支援を通じて全県民への充実した読書環境の提供を目指す。

#### 子どもの読書活動の推進

- ・ 引き続き児童書の全点購入による貸出用資料の整備に努めるとともに、市町立図書館・文庫・読み聞かせボランティア・学校図書館関係者等子ども読書に関わる人々に向けて研究選定用資料を整備し、新たなよい本が選ばれ子どもたちに届けられるよう支援する。
- ・ 学校図書館を活用した、子どもが自ら楽しんで読書できる環境づくりのため学校図書館活用支援員を小・中学校に派遣し、学校図書館リニューアルやリニューアル後の学校図書館活用への支援を行う。

### (4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

#### これまでの経緯と平成30年度の取組状況

##### 淡海ネットワークセンターへの支援

- ・ NPO等の活動情報等の発信、地域課題に取り組む人材の育成や活動への助成事業を行う淡海ネットワークセンターの運営を支援した。
- ・ 淡海ネットワークセンターは、社会貢献活動の魅力を伝え、その活動への参加機会を提供することにより、県民の意識や理解を深め、また、人材育成事業や助成事業を通じて、NPO等の活動基盤強化につなげた。

## 課題と今後の方向性

### 本県のNPO法人の活動基盤強化

- ・平成29年度に内閣府が実施した「特定非営利活動法人に関する実態調査」によると、「人材の確保や教育」を運営上の課題として6割のNPO法人が挙げている。本県においても、人材面での課題を抱えている法人が多く、引き続き淡海ネットワークセンターへの運営支援を通じて、地域で活躍する人材の育成を行う。
- ・また、NPO等の基盤強化のため、志あるお金で地域を支える市民活動につなげる助成事業「未来ファンドおうみ」や、活動成果を可視化することにより人材や資金の資源を民間公益活動に呼び込む「社会的インパクト評価」の普及を図る。

## 外部有識者の意見等

- ・滋賀県は生涯学習の分野で先進的であり、評価が高いと考える。そうした滋賀県の良さをもっと発信していくべきである。
- ・生涯学習は、年齢にかかわらず、社会と関わっていきこうとすることや、自発的に生きていきこうとする力、社会の一員である人を作ることである。そのために行政があって、家庭もそれを担う原点にならないといけない。
- ・子どもの読書習慣を根付かせるために、まずは学校図書館の開館時間を授業中も含めて常時開くこととし、加えて、司書の拡充を含め、本に親しむ環境づくりが大切である。
- ・県立図書館と市町立図書館・学校が連携し、体系化して子どもが常に本に触れられる取組にすることが大切である。

#### 4. 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
									H30	評価と課題	
柱1. 子どもたちのたくましく生きる力を育む											
1 「確かな学力」を育む											
1 教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数（授業研究を伴う校内研修を年間11回以上実施している学校の割合）	小学校 17.3% 中学校 6.8%	小学校 21.0% 中学校 6.6%	小学校 24.0% 中学校 16.6%	小学校 23.6% 中学校 13.8%	小学校 86.1% 中学校 74.0%	小学校 88.1% 中学校 81.1%	小学校 84.1% 中学校 66.7%	小学校 80% 中学校 80%	小学校では、授業研究を伴う校内研修が定着した。中学校でも、校内研修の実施方法の精選や工夫が図られつつある。		幼小中教育課
2 「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学生 36.6% 中学生 15.3%	小学生 30.7% 中学生 18.6%	小学生 30.4% 中学生 17.5%	小学校 35.2% 中学校 20.0%	小学校 35.2% 中学校 24.2%	小学校 39.7% 中学校 26.0%	小学生 40.0% 中学生 27.3%	小学生 40% 中学生 30%	中学校は改善傾向にあるものの、引き続き、個々の子どもの学習状況の把握に努め、学習状況に応じた指導の取組が必要である。		幼小中教育課
3 放課後を利用した補足的な学習サポートを実施する小学校の割合（週1回以上実施している学校の割合）	3.0%	5.2%	27.3%	28.3%	31.4%	-	40.9%	30%以上	退職教員の豊かな経験を活用した学校教育活動支援事業等の実施により、放課後を活用した補足的な学習のサポートを実施する学校が増加した。		幼小中教育課
4 不読者（月に1冊も本を読まない児童生徒）率	小学生 3.5% 中学生 17.2% 高校生 41.8%	小学生 3.1% 中学生 15.9% 高校生 43.2%	小学生 2.4% 中学生 13.9% 高校生 44.5%	小学生 2.5% 中学生 13.8% 高校生 42.6%	小学生 2.6% 中学生 12.6% 高校生 41.0%	小学生 2.9% 中学生 12.3% 高校生 40.2%	小学生 3.1% 中学生 11.0% 高校生 41.8%	小学生 2.0%以下 中学生 10.0%以下 高校生 30.0%以下	小学校では読書活動がほぼ定着し、中学生・高校生でも不読率は中期的に見ると減少傾向であるが、全国的な傾向と同様、高校生の不読率は依然として高く、小・中・高と学校段階が進むにつれて不読率は上昇している。第4次子ども読書活動推進計画を踏まえ、楽しみながら自主的な読書習慣の定着につながる施策の展開が必要である。		生涯学習課
2 「豊かな心」を育む											
5 「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 78.0% 中学生 64.2%	小学生 76.9% 中学生 64.1%	小学生 77.3% 中学生 64.2%	小学生 76.8% 中学生 64.9%	小学生 78.4% 中学生 67.1%	小学生 78.7% 中学生 68.8%	小学生 85.2% 中学生 75.8%	小学生 83% 中学生 70%	子どもたちの自尊感情を高める取組の重要性が認識され、取組が充実してきたと考えられる。今後も引き続き取組を進めていく。		幼小中教育課 人権教育課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
										H30		
										評価と課題		
6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	84.0%	96.0%	99.2%	98.5%	100.0%	100.0%	100%	100%	人権についての正しい理解と認識を深める学びの充実が図れた。今後、特徴的な取組について、県内に広められるように情報収集を行う。		人権教育課
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	24.4%	25.4%	26.3%	27.3%	26.7%	25.4%	24.1%	27.4%以上	平成27年度に開催した第39回全国高等学校総合文化祭を契機に、文化部活動の充実を図るため、平成28年度からジャンプアッププロジェクトを実施した。対象となった部会、高校では活動の活性化が図られたが、文化部への加入率については、目標値に届かなかった。今後も学校や文化部の各部会、県高等学校文化連盟と連携し、文化部活動の充実・拡大を図るとともに、魅力ある文化芸術活動の振興と普及に努める。		高校教育課
3 「健やかな体」を育む												
8	小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数			18校	152校	223校	222校 (全小学校)	221校 (全小学校)	全小学校	「平成30年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「体育授業以外で全児童に対して体力・運動能力の向上に係る取組を進めてきた」と回答する学校の割合が全国平均値を1.6ポイント上回る状況となった。新学習指導要領の先行実施に向けて、10分間運動の継続が難しい状況のため、各学校の実情に合った取組として充実させていく必要がある。		保健体育課
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数		268人	279人	234人	268人	243人	229人	230人	県内を4ブロックに分けて実施することにより、近隣の会場に参加しやすいことから、ほぼ目標値を達成することができた。働き方改革に伴い、教員が全員受講する研修として実施していることについて、今後の方向性を検討していく必要がある。		保健体育課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
										H30		
											評価と課題	
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数(累計)		345人	680人	1,016人	1,352人	1,679人	2,000人	1,800人		平成25年度から、適切な部活動指導者の育成を目的として、県内中学校、高等学校の運動部活動顧問を対象に、講義や大学教授等の外部講師を招いての講演を行っている。今後も研修内容の更なる充実に努めていく。	保健体育課
4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む												
11	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	24,807人	23,497人	23,789人	19,590人	24,132人	25,134人	19,831人	27,300人		近代美術館の休館等により前年度と比べて減少した。	文化財保護課
5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進												
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合 公立小・中・高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合を表したもの。	小学生 74.8% 中学生 66.0% 高校生 32.3%	小学生 81.1% 中学生 72.2% 高校生 40.8%	小学生 85.3% 中学生 77.1% 高校生 49.9%	小学生 91.2% 中学生 81.1% 高校生 56.9%	小学生 95.4% 中学生 86.4% 高校生 76.7%	小学生 96.4% 中学生 91.1% 高校生 78.3%	小学生 91.9% 中学生 92.5% 高校生 91.6%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%		小・中学校については、市町担当者会等を通じて、引き続き作成率の向上と指導計画の活用促進を徹底し、高等学校については、巡回指導員の派遣等により作成率の向上に向けた取組を推進する必要がある。	特別支援教育課
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合 同上	小学生 36.3% 中学生 32.6% 高校生 11.6%	小学生 42.3% 中学生 41.2% 高校生 18.8%	小学生 46.1% 中学生 45.3% 高校生 26.3%	小学生 55.9% 中学生 53.4% 高校生 31.2%	小学生 69.4% 中学生 64.2% 高校生 39.2%	小学生 73.7% 中学生 70.6% 高校生 48.7%	小学生 78.5% 中学生 75.5% 高校生 87.4%	小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%		市町教育委員会や高等学校への指導を徹底することで、保護者や医療、福祉といった関係機関との連携を促進させ、教育支援計画の更なる作成率の向上を図る必要がある。	特別支援教育課

	指標・事業	(H24実績)	(H25実績)	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H30目標	評価区分		所管
		(策定時実績)							(策定時目標)	H30		
		(実績)									評価と課題	
6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進												
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	17.5%	25.0%	22.7%	27.6%	28.5%	29.6%	27.9%	28%		平成30年度卒業生の就職率は27.9%にとどまった。平成29年度卒業生の全国平均値は31.2%で、その値は年々上昇していること等を踏まえ、引き続き生徒が就労への目標と意欲を持って学習に向かう仕組みづくりを充実させる必要がある。	特別支援教育課
柱2. 子どもの育ちを支える環境をつくる												
2 教職員の教育力を高める												
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者による全課程の評価	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%	100%		滋賀県で教師になりたいという学生等に対して「滋賀の教師塾」を実施するとともに、高等学校在学者に対しては、「滋賀の教師塾出前講座」を実施し、実践的指導力を身に付けた教員志望者の育成を図れた。今後は、各講座の充実を図るとともに、教員の仕事の魅力を発信しながら、採用者の質の維持・向上に努めていく。	教職員課
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援	44.0%	48.7%	61.1%	63.9%	64.9%	65.9%	75.6%	50%		H30年度から学校への支援に加え、市町教育委員会等と連携したサテライト研修を実施したことにより、出張支援の割合は、H29年度の65.9%からH30年度の75.6%に、9.7ポイント上昇した。	総合教育センター
3 安全・安心な学校・地域をつくる												
17	県立学校施設の耐震化率	77.2%	82.0%	88.0%	93.4%	97.6%	100%	100%	【H29目標】 100%		平成29年度末で全ての県立学校において耐震化を完了した。	教育総務課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
										H30	評価と課題	
18	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高等学校の割合		50.0%	46.0%	51.0%	82.7%	84.1%	87.7%	100%		3回以上開催した学校の割合は年々上昇しているが、目標値には至らなかった。今後も学校防災委員会において、消防署との連携や実践的な避難訓練の計画・評価等、有効な協議を行っていくよう指導していく必要がある。	保健体育課
19	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	91.5%	95.1%	89.7%	92.1%	82.1%	83.2%	集計中	100%		H30については現在集計中	幼小中教育課
4 子育て環境支援の充実を図る												
20	家庭教育協力企業協定（しがふぁみ）の締結企業・事業所数	1,249社	1,280社	1,354社	1,366社	1,424社	1,438社	1,491社	1,345社		年々協定締結事業所数が増加しており、家庭教育力向上に向けた職場づくりに広がりが見られる。取組内容の確認と質の向上を継続して求めていく必要がある。	生涯学習課
5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる												
21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	44.0%	48.0%	51.0%	53.9%	79.9%	86.5%	92.7%	100.0%		地域と学校が組織的に連携・協働する体制をもつ学校の割合は年々拡大している。多くのボランティア等の参画により地域住民の支援が、地域とともにある学校づくりに効果をあげていることから、引き続き取組を進めていく必要がある。	生涯学習課
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	36.0%	40.0%	47.0%	52.2%	56.0%	60.0%	63.5%	60.0%		コーディネートして連携授業を実施した学校の割合は年々増加しており、豊富な知識や経験を持つ企業団体等が学校を支援する仕組みづくりが進んでいる。	生涯学習課

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
									H30		
									評価と課題		
柱3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する											
2 健康づくりと生涯スポーツの振興											
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者数(累計)	271人	278人	236人	224人	271人	263人	229人	871人	有資格者数が減少傾向にあり目標に達していないことから、より一層活動の場の拡大に取り組む必要がある。	スポーツ課
3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実											
24	「千年の美つたえびと」の養成者数(累計)		174人	394人	641人	867人	-	-	1,000人	講座は一定の成果が出たため、平成28年度で終了した。引き続き、受講者を核に自主的な団体を結成してもらい、地域や博物館・美術館等を舞台に、滋賀の文化財を発信する活動を実践してもらえるように促していく必要がある。	文化財保護課
4 生涯学習の場の充実											
25	「におねっと」の講座情報登録数	1,848件	1,859件	1,960件	2,467件	2,380件	2,208件	2,322件	2,100件以上	幅広く講座情報を収集し、目標(2,100件)を上回る講座情報を登録することができた。今後も、講座情報の内容についても精査して登録・発信していく。	生涯学習課
26	県立図書館来館者数	254,000人	252,857人	248,074人	243,006人	248,357人	237,364人	226,551人	266,500人	計画的な図書等の整備や資料の展示方法の工夫、各種行事等の開催により図書館利用の促進に努めたが、目標の85%程度にとどまった。今後も継続して計画的な図書資料の整備を行うとともに、所蔵資料やサービス等の情報発信や土曜サロン等の催し物開催を継続的に実施することにより県民に対し図書館の魅力を積極的にPRしていく必要がある。	図書館

...H30年度目標達成  
...H30年度目標未達成  
- ...実績値なし・集計中